

福岡県公報

令和7年9月30日
第 633 号

目次

告 示 (第578号 - 第582号)

- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更 (保護・援護課) 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関の再開の届出 (保護・援護課) 2
- 情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等 (情報政策課) 2

公 告

- 土地改良法第95条第1項に定める者の換地計画の適否決定 (農村森林整備課) 6
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) 6
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) 7
- 福岡県人事行政の運営等の状況の公表 (人 事 課) 7
- 財政事情の公表 (財 政 課) 39
- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農村森林整備課) 87
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 87
- 令和7年度狩猟免許試験の実施について (経営技術支援課) 87

収用委員会

- 情報通信の技術を利用して行う福岡県収用委員会の所管する行政手続等 (用 地 課) 88

告 示

福岡県告示第578号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
飯居513	タカラ薬局 新飯塚店	飯塚市新飯塚1863-2	R7・8・1	居管・予居管

福岡県告示第579号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大野介訪1	訪問看護ステーション百合の会	大野城市乙金東四丁目12-1	大野城市乙金東二丁目12-1	R7・7・28
田居282	セノーテ訪問看護筑豊南部ステーション	田川市大字伊加利1905-7	田川市大字弓削田233番地2	R7・8・1

田居46	訪問介護まこと	田川市大字伊田518	田川郡大任町大字 大行事2115番地 1	R 3 ・ 9 ・ 22
朝倉居83	医療法人社団医王会 ヘルパーステーションけんせい	朝倉市来春132番地	朝倉市甘木151番地 4	R 7 ・ 9 ・ 1
中居26	ささえ愛ヘルパーサ ービス	中間市朝霧一丁目28－ 1	中間市通谷一丁目 10－23	R 7 ・ 7 ・ 1
朝居24	太陽シルバーサービ ス株式会社久留米営 業所	朝倉郡筑前町高田585 － 1	小郡市小郡97－19	R 7 ・ 4 ・ 1

福岡県告示第580号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
田川介歯 61	相良歯科医院	田川郡川崎町大字川崎字雁喰1061 － 2	R 7 ・ 6 ・ 30
飯介薬81	タカラ薬局新飯塚店	飯塚市新飯塚1863－ 2	H23 ・ 9 ・ 30

福岡県告示第581号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、休止していた指定介護機関から再開の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	再開年月日
大野居 162	訪問看護ステーションラシク アール乙金	大野城市乙金三丁目23－ 1	R 7 ・ 9 ・ 1

福岡県告示第582号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続を公示する。

令和7年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要する申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は 条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
福岡県河川法施行細則（昭和 43年福岡県規則第22号）	第6条	令和7年10月1日	河川兼用工作物設置協議
福岡県河川法施行細則（昭和 43年福岡県規則第22号）	第8条	令和7年10月1日	河川出願工事承認申請
福岡県河川法施行細則（昭和 43年福岡県規則第22号）	第9条	令和7年10月1日	河川工事に伴う損失補償 請求（要求）
福岡県河川法施行細則（昭和 43年福岡県規則第22号）	第13条	令和7年10月1日	河川許可工作物完成検査 申請
福岡県河川法施行細則（昭和 43年福岡県規則第22号）	第13条の2	令和7年10月1日	土地返還届
福岡県河川法施行細則（昭和 43年福岡県規則第22号）	第14条	令和7年10月1日	河川許可工作物の用途廃 止届
砂利採取法（昭和43年法律第 74号）	第16条	令和7年10月1日	砂利採取計画の認可申請
砂利採取法（昭和43年法律第 74号）	第20条第1項	令和7年10月1日	砂利採取計画の変更の認 可申請

砂利採取法（昭和43年法律第74号）	第20条第3項	令和7年10月1日	砂利採取計画の認可を受けた砂利採取業者の氏名等の変更の届出
砂利採取法（昭和43年法律第74号）	第24条	令和7年10月1日	砂利採取の廃止の届出
福岡県砂利採取計画等に関する細則（昭和44年福岡県規則第62号）	第8条	令和7年10月1日	砂利採取に伴う災害防止措置要請
福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例施行規則（平成13年福岡県規則第22号）	第2条第1項第1号	令和7年10月1日	占用許可申請
福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例施行規則（平成13年福岡県規則第22号）	第2条第1項第2号	令和7年10月1日	行為許可申請
福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例施行規則（平成13年福岡県規則第22号）	第3条	令和7年10月1日	許可期間更新許可申請
福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例施行規則（平成13年福岡県規則第22号）	第4条第1項	令和7年10月1日	許可事項変更許可申請
福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例施行規則（平成13年福岡県規則第22号）	第4条第2項	令和7年10月1日	氏名等変更届
福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例施行規則（平成13年福岡県規則第22号）	第6条	令和7年10月1日	許可行為廃止届
福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例施行規則（平成13年福岡県規則第22号）	第7条	令和7年10月1日	地位承継届
福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例施行規則（平成13年福岡県規則第22号）	第8条	令和7年10月1日	占用料（土石採取料）返還申請
福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例施行規則（平成13年福岡県規則第22号）	第9条	令和7年10月1日	占用料減免申請

福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例施行規則（平成13年福岡県規則第22号）	第10条	令和7年10月1日	工事着手等届
福岡県一般海域管理条例施行規則（平成12年福岡県規則第75号）	第2条第1項第1号	令和7年10月1日	一般海域使用等許可申請
福岡県一般海域管理条例施行規則（平成12年福岡県規則第75号）	第2条第1項第2号	令和7年10月1日	一般海域土石採取許可申請
福岡県一般海域管理条例施行規則（平成12年福岡県規則第75号）	第3条	令和7年10月1日	土石採取計画
福岡県一般海域管理条例施行規則（平成12年福岡県規則第75号）	第4条	令和7年10月1日	一般海域使用等許可期間更新許可申請
福岡県一般海域管理条例施行規則（平成12年福岡県規則第75号）	第5条第1項	令和7年10月1日	一般海域使用等（土石採取）許可事項変更許可申請
福岡県一般海域管理条例施行規則（平成12年福岡県規則第75号）	第5条第2項	令和7年10月1日	氏名等変更届
福岡県一般海域管理条例施行規則（平成12年福岡県規則第75号）	第7条	令和7年10月1日	一般海域使用等（土石採取）廃止届
福岡県一般海域管理条例施行規則（平成12年福岡県規則第75号）	第8条	令和7年10月1日	地位承継届
福岡県一般海域管理条例施行規則（平成12年福岡県規則第75号）	第9条	令和7年10月1日	使用料（土石採取料）返還申請
福岡県一般海域管理条例施行規則（平成12年福岡県規則第75号）	第10条	令和7年10月1日	使用料減免申請
福岡県一般海域管理条例施行規則（平成12年福岡県規則第75号）	第11条	令和7年10月1日	工事着手等届
福岡県一般海域管理条例施行規則（平成12年福岡県規則第75号）	第12条	令和7年10月1日	土石採取実績報告

福岡県道路占用規則（平成12年福岡県規則第81号）	第 6 条	令和 7 年10月 1 日	道路占用者住所・氏名変更届
福岡県道路占用規則（平成12年福岡県規則第81号）	第 7 条	令和 7 年10月 1 日	地位承継届
福岡県道路占用規則（平成12年福岡県規則第81号）	第 8 条	令和 7 年10月 1 日	道路占用権譲渡承認申請
福岡県道路占用規則（平成12年福岡県規則第81号）	第 9 条	令和 7 年10月 1 日	道路占用廃止届

- 2 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要しない申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
河川法（昭和39年法律第167号）	第23条	令和 7 年10月 1 日	流水の占用の許可申請
河川法（昭和39年法律第167号）	第24条	令和 7 年10月 1 日	土地の占用の許可申請
河川法（昭和39年法律第167号）	第25条	令和 7 年10月 1 日	土石等の採取の許可申請
河川法（昭和39年法律第167号）	第26条第 1 項	令和 7 年10月 1 日	工作物の新築等の許可申請
河川法（昭和39年法律第167号）	第27条第 1 項	令和 7 年10月 1 日	土地の掘削等の許可申請
河川法（昭和39年法律第167号）	第30条第 2 項	令和 7 年10月 1 日	許可工作物の完成前における一部使用の承認申請
河川法（昭和39年法律第167号）	第33条第 3 項	令和 7 年10月 1 日	許可等に基づく地位の承継の届出
河川法（昭和39年法律第167号）	第34条第 1 項	令和 7 年10月 1 日	権利の譲渡の承認申請
河川法（昭和39年法律第167号）	第42条第 2 項	令和 7 年10月 1 日	損失の補償に関する河川管理者の裁定申請
河川法（昭和39年法律第167号）	第50条第 2 項	令和 7 年10月 1 日	ダムの管理主任技術者の選任の届出
河川法（昭和39年法律第167号）	第53条の 2 第 1 項	令和 7 年10月 1 日	渇水時における水利使用の特例の承認申請
河川法（昭和39年法律第167号）	第55条第 1 項	令和 7 年10月 1 日	河川保全区域における行為の許可申請
河川法（昭和39年法律第167号）	第55条第 2 項、第33条第 3 項	令和 7 年10月 1 日	河川保全区域における行為の許可等に基づく地位の承継の届出

河川法（昭和39年法律第167号）	第57条第 1 項	令和 7 年10月 1 日	河川予定地における行為の許可申請
河川法（昭和39年法律第167号）	第57条第 3 項、第33条第 3 項	令和 7 年10月 1 日	河川予定地における行為の許可等に基づく地位の承継の届出
河川法（昭和39年法律第167号）	第58条の 4 第 1 項	令和 7 年10月 1 日	河川保全立体区域における行為の許可申請
河川法（昭和39年法律第167号）	第58条の 4 第 2 項、第33条第 3 項	令和 7 年10月 1 日	河川保全立体区域における行為の許可等に基づく地位の承継の届出
河川法施行令（昭和40年政令第14号）	第16条の 3 第 1 項	令和 7 年10月 1 日	竹木の流送の許可申請
河川法施行令（昭和40年政令第14号）	第16条の 5 第 1 項	令和 7 年10月 1 日	汚水の排出の届出
河川法施行令（昭和40年政令第14号）	第16条の 8 第 1 項	令和 7 年10月 1 日	河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可申請
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）	第18条第 1 項、第37条第 1 項	令和 7 年10月 1 日	中間検査申請
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）	第19条第 1 項、第38条第 1 項	令和 7 年10月 1 日	定期的報告
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）	第27条第 1 項	令和 7 年10月 1 日	特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）	第28条第 1 項	令和 7 年10月 1 日	特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更の届出
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）	第21条第 1 項、第40条第 1 項	令和 7 年10月 1 日	規制区域指定の際に行われている宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）	第21条第 3 項、第40条第 3 項	令和 7 年10月 1 日	擁壁等に関する工事の届出
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）	第21条第 4 項、第40条第 4 項	令和 7 年10月 1 日	公共施設用地の転用の届出

福岡県港湾施設管理条例施行規則（昭和51年福岡県規則第44号）	第3条第1項第1号	令和7年10月1日	係船許可・承認申請
福岡県港湾施設管理条例施行規則（昭和51年福岡県規則第44号）	第3条第1項第2号	令和7年10月1日	港湾環境整備施設使用申込
福岡県港湾施設管理条例施行規則（昭和51年福岡県規則第44号）	第3条第1項第3号	令和7年10月1日	旅客乗降用施設（渡船橋）使用許可申請
福岡県港湾施設管理条例施行規則（昭和51年福岡県規則第44号）	第3条第1項第4号	令和7年10月1日	港湾施設（荷さばき地等）使用許可申請
福岡県港湾施設管理条例施行規則（昭和51年福岡県規則第44号）	第3条第1項第5号	令和7年10月1日	港湾施設占用許可申請
福岡県港湾施設管理条例施行規則（昭和51年福岡県規則第44号）	第3条第1項第6号イ	令和7年10月1日	くん蒸作業許可申請
福岡県港湾施設管理条例施行規則（昭和51年福岡県規則第44号）	第3条第1項第6号ロ	令和7年10月1日	港湾施設現状変更許可申請
福岡県港湾施設管理条例施行規則（昭和51年福岡県規則第44号）	第3条第2項	令和7年10月1日	貨物搬出入報告
福岡県港湾施設管理条例施行規則（昭和51年福岡県規則第44号）	第7条第4項	令和7年10月1日	港湾施設使用料減免申請
福岡県港湾施設管理条例施行規則（昭和51年福岡県規則第44号）	第9条第3項	令和7年10月1日	入港料減免申請
福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例施行規則（平成12年福岡県規則第82号）	第2条第1項第1号	令和7年10月1日	占用許可申請
福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例施行規則（平成12年福岡県規則第82号）	第2条第1項第2号	令和7年10月1日	土砂採取許可申請
福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例施行規則（平成12年福岡県規則第82号）	第2条第1項第3号	令和7年10月1日	工事許可申請

福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例施行規則（平成12年福岡県規則第82号）	第3条	令和7年10月1日	占用期間更新許可申請
福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例施行規則（平成12年福岡県規則第82号）	第4条第1項	令和7年10月1日	許可事項変更許可申請
福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例施行規則（平成12年福岡県規則第82号）	第4条第2項	令和7年10月1日	氏名等変更届
福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例施行規則（平成12年福岡県規則第82号）	第6条	令和7年10月1日	許可行為廃止届
福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例施行規則（平成12年福岡県規則第82号）	第7条	令和7年10月1日	地位承継届
福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例施行規則（平成12年福岡県規則第82号）	第8条	令和7年10月1日	占用料（土砂採取料）返還申請
福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例施行規則（平成12年福岡県規則第82号）	第9条	令和7年10月1日	占用料減免申請
福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例施行規則（平成12年福岡県規則第82号）	第10条	令和7年10月1日	工事着手等届
福岡県砂防指定地等管理条例（平成15年福岡県条例第20号）	第2条第1項	令和7年10月1日	砂防設備占用許可申請
福岡県砂防指定地等管理条例（平成15年福岡県条例第20号）	第3条第1項	令和7年10月1日	砂防指定地内行為許可申請
福岡県砂防指定地等管理条例（平成15年福岡県条例第20号）	第7条第1項及び第2項	令和7年10月1日	砂防設備占用（砂防指定地内行為）変更許可申請
地すべり等防止法施行細則（昭和35年福岡県規則第75号）	第2条	令和7年10月1日	地すべり（ぼた山崩壊）防止区域行為許可申請

地すべり等防止法施行細則（昭和35年福岡県規則第75号）	第 3 条	令和 7 年10月 1 日	地すべり（ぼた山崩壊）防止区域許可事項変更承認申請
福岡県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和44年福岡県規則第60号）	第 2 条第 1 項	令和 7 年10月 1 日	急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請
福岡県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和44年福岡県規則第60号）	第 3 条第 1 項	令和 7 年10月 1 日	急傾斜地崩壊危険区域内行為変更許可申請
道路法（昭和27年法律第180号）	第32条第 1 項及び第 2 項	令和 7 年10月 1 日	道路占用許可申請
道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）	第 4 条の 3		
車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）	第 6 条	令和 7 年10月 1 日	特殊車両通行許可申請
福岡県道路占用規則（平成12年福岡県規則第81号）	第10条	令和 7 年10月 1 日	道路占用工事着手・完了届
土地収用法（昭和26年法律第219号）	第15条の 2 第 1 項	令和 7 年10月 1 日	あっせんの申請
土地収用法（昭和26年法律第219号）	第15条の 7 第 1 項	令和 7 年10月 1 日	仲裁の申請
土地収用法（昭和26年法律第219号）	第18条第 1 項	令和 7 年10月 1 日	事業認定申請
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）	第10条第 1 項、第19条第 1 項	令和 7 年10月 1 日	土地使用権等の取得及び土地等使用権の存続期間の延長に係る裁定の申請
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）	第27条第 1 項、第37条第 1 項	令和 7 年10月 1 日	収用又は使用に係る裁定の申請

公 告

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の 2 第 1 項の規定に基づき、同法第95条第 1 項に定める者の換地計画を令和 7 年 9 月17日付けで適当であると決定したので、同法第96条において準用する同法第52条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供す

る。

令和 7 年 9 月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良事業の事業主体名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
福岡市石釜上ノ前土地改良事業共同施行	換地計画書の写し	令和 7 年 9 月30日から 令和 7 年10月29日まで	福岡市早良区役所入部出張所

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の 3 の 2 の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年 9 月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社B I L I N G

(2) 所在地

筑紫野市二日市北一丁目 8 番 1 号サンハイツみやた 1 F

(3) 代表者

代表取締役 中野 篤志

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和 7 年 8 月26日

4 処分の理由

株式会社B I L I N G は、令和 7 年 7 月24日午後 3 時、福岡地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第 5 項第 2 号イに規定する法第 7 条第 5 項第 4

号口に該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和7年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

ヒラヌマ運輸株式会社

(2) 所在地

山口県山陽小野田市大字津布田1704番地の2

(3) 代表者

代表取締役 平沼 康行

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和7年8月26日

4 処分の理由

ヒラヌマ運輸株式会社は、令和7年7月23日午前10時、山口地方裁判所宇部支部から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号口に該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

公告

福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年福岡県条例第8号）第

6条の規定により、福岡県の人事行政の運営等の状況について、次のように公表する。

令和7年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

一 人事行政の運営の状況

1 職員の任免に関する状況

(1) 一般職（会計年度任用職員を除く。）の職員等の任免

ア 採用

6年度に新たに採用された一般職の職員及び新たに再任用された職員の状況は、次のとおりです。

区 分	合 計	行 政 職	警 察 職	教 育 職	技 能 労 務 職	(単位：人)	
						研 究 職	医 療 職
新 規 採 用	(3) 1,896	(1) 389	313	(2) 1,136	9	49	
新 規 再 任 用（※）	(69) 103	(9) 12	(6) 6	(53) 77	(1) 8		0

※定年前再任用短時間勤務職員並びに、暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下項目においても、特別に定めがない限り同様の扱いとする。）

- (注) 1 新規採用には国や他団体との人事交流に伴う採用を含みます。
2 政令市立学校の教職員は含みません。
3 「新規採用」欄の（ ）内は任期付採用職員で、内数です。
4 「新規再任用」欄の（ ）内は短時間勤務職員で、内数です。

イ 離職

6年度に離職した一般職の職員及び再任用を満了した職員の状況は、次のとおりです。

区 分	合 計	行 政 職	警 察 職	教 育 職	技 能 労 務 職	(単位：人)	
						研 究 職	医 療 職
定 年 退 職	712	124	60	488	21	19	
離職 早期退職募集 による退職	383	80	26	265	2	10	
その他	(1) 945	(1) 204	211	487	3	40	
再任用の満了	(117) 487	(22) 101	16	(93) 329	27	(2) 14	

- (注) 1 政令市立学校の教職員は含みません。
2 「その他」欄の（ ）内は任期付採用職員で、内数です。
3 「再任用の満了」欄の（ ）内は短時間勤務職員で、内数です。

(2) 会計年度任用職員（パートタイムの職員を除く。）の任免

6年度に任用された会計年度任用職員の状況は、次のとおりです。

合 計	行 政 職	警 察 職	教 育 職	技 能 労 務 職	(単位：人)	
					研 究 職	医 療 職
1,372	1,310	0	0	27	35	

(注) 令和6年度中に任用した会計年度任用職員の延べ人数であり、同一職員が、同一年度内に複数回任用された場合は、任用毎に人数を計上しています。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率 %
6年度	5,086,957人	2,032,626,014千円	千円 12,879,279	千円 399,707,837	19.7%	18.7%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			一人当たり給与費	
		給料	職員手当	期末・勤勉手当 計	B 千円	B/A 千円
6年度	41,595人	187,938,194千円	千円 42,128,505	千円 80,437,294	310,503,993	7,465

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は6年4月1日現在の人数で、電気事業・工業用水道事業・工業用地造成事業・病院事業・流域下水道事業・県営増頭施設整備運営事業職員（計1,33人）並びに任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を除きます。
3 給与費については、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及びフルタイム会計年度任用職員の給与費が含まれています。

(3) ラスパイレス指数の状況

区分	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1
福岡県	100.6	100.6	100.7	100.8
都道府県平均	99.9	99.8	99.6	99.7

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 ラスパイレス指数の算出にあたっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	
6年度	376,514円	366,324円	10,190円 (2.78%)	2.78%	2.78%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)	
6年度	4.59月	4.50月	0.09月	0.10月	4.60月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 人事評価の給与への反映状況（知事部局 行政職員の場合）

職員の人事評価結果を昇給号給数と勤勉手当の成績率に反映しています。

成績区分	勤勉手当 成績率	
	昇給号給数	勤勉手当 成績率
第1区分 (最上位)	5%	標準+2号給
第2区分 (上位)	25%	標準+1号給
第3区分 (標準)	—	標準 (4号給)
第4区分	—	2号給

(注) 55歳以上の職員は、標準での昇給はありません。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（6年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
福岡県	41.8 歳	320,359 円	411,185 円	360,694 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
都道府県平均	42.4 歳	321,156 円	410,148 円	362,985 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(以下同じ)

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
福岡県	57.2 歳	302 人	321,892 円	373,578 円	349,873 円
うち用務員	56.3 歳	97 人	334,881 円	379,634 円	365,471 円
うち自動車運転士	59.4 歳	45 人	301,653 円	384,494 円	325,326 円
うち守衛	57.8 歳	5 人	364,420 円	454,093 円	399,571 円
うちその他技能労務職	57.1 歳	155 人	318,266 円	364,022 円	345,635 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円
都道府県平均	53.9 歳	149 人	308,506 円	363,394 円	339,367 円

③高等(特別支援)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福岡県	45.7 歳	369,731 円	431,579 円
都道府県平均	44.8 歳	370,607 円	432,659 円

④小・中学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福岡県	41.1 歳	357,225 円	396,996 円
都道府県平均	41.8 歳	356,431 円	412,158 円

⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
福岡県	39.8 歳	335,145 円	464,296 円	377,108 円
国	41.8 歳	328,209 円	—	388,322 円
都道府県平均	39.3 歳	334,004 円	475,875 円	383,957 円

(2) 職員の初任給の状況（6年4月1日現在）

区分		福岡県	国
一般行政職	大学卒	202,400 円	196,200 円
	高校卒	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	164,300 円	－ 円
	中学卒	151,200 円	－ 円
高等学校 教育職	大学卒	226,100 円	－ 円
	高校卒	183,400 円	－ 円
小・中学校 教育職	大学卒	226,100 円	－ 円
	高校卒	－ 円	－ 円
警察職	大学卒	224,600 円	227,600 円
	高校卒	194,900 円	191,800 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（6年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒 270,429 円	362,837 円	389,211 円	403,372 円
	高校卒 239,617 円	317,643 円	363,094 円	382,164 円
技能労務職	高校卒 － 円	286,433 円	335,883 円	336,260 円
	中学卒 － 円	－ 円	－ 円	－ 円
高等学校 教育職	大学卒 320,551 円	395,616 円	424,116 円	438,453 円
	高校卒 － 円	307,221 円	349,225 円	407,507 円
小・中学校 教育職	大学卒 328,108 円	403,054 円	428,482 円	441,386 円
	高校卒 － 円	－ 円	－ 円	－ 円
警察職	大学卒 282,687 円	376,076 円	403,174 円	418,789 円
	高校卒 268,215 円	339,056 円	382,115 円	406,527 円

－：該当職員なし

4 一般行政職の級別職員数の状況（6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	給料月額
1 級	主事 技師	1,440 人	17.9 %	162,100 円 ～ 279,900 円
2 級	主任	1,951 人	24.3 %	208,000 円 ～ 351,000 円
3 級	主査	1,644 人	20.5 %	240,900 円 ～ 389,500 円
4 級	本庁の係長	1,199 人	14.9 %	271,600 円 ～ 397,000 円
5 級	本庁の課長補佐	1,224 人	15.3 %	295,400 円 ～ 412,200 円
6 級	本庁の課長	461 人	5.8 %	323,100 円 ～ 446,000 円
7 級	本庁の次長	75 人	0.9 %	410,300 円 ～ 470,000 円
8 級	本庁の事務局長	17 人	0.2 %	459,900 円 ～ 528,900 円
9 級	本庁の部長	12 人	0.2 %	523,100 円 ～ 560,900 円

(注) 1 福岡県職員の給与に関する条例に基づき給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額(6年度決算見込)		1,731	千円
期末・勤勉手当			
(6年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当		
2.50 月分	2.10 月分		
(1.40) 月分	(1.00) 月分		
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5～20%			
・管理職加算 10～25%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当 (6年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	定年・早期退職 募集による退職
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	—	定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)
1人当たり平均支給額	2,029 千円	22,201 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (6年4月1日現在)

支給実績(6年度決算見込)	8,019,294 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算見込)	175,205 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
東京都特別区	20 %	41 人
大阪市・横浜市	16 %	9 人
府中市、名古屋市	15 %	2 人
県内市町村	5.4 %	41,961 人
医師・歯科医師	16 %	39 人

(注) 1 医師及び歯科医師の支給率は、東京都特別区の場合を除き支給対象地域にかかわらず16%です。
2 教育職給料表(三)が適用される職員は県内一律1.8%です。

(4) 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績(6年度決算見込)		2,161,024	千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算見込)		84,254	円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(6年度)		56.0	%		
手当の種類(手当数)		47			
区分	手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(6年度決算見込)	左記職員に対する支給単価
一般職員	防疫等作業手当	保健福祉環境事務所等職員	①狂犬病予防注射・犬の捕獲 ②感染症患者等の救護、病原体付着物体の処理、その他特定感染症等のまん延を防止するために行う作業(③を除く)、検疫作業、細菌検査又はウイルス検査 ③口蹄疫、鳥インフルエンザ等のまん延防止のために行う特定家畜伝染病にかかっている疑いのある動物の調査、家畜の殺処分、家畜の死体の焼却・埋却、畜舎の消毒の作業	1,418 千円	①日額300円 ②日額290円 ③日額380円 (作業が著しく危険な場合は760円)
	放射線取扱手当	放射線技術職員	有害放射線の影響を受ける作業	320 千円	日額300円
	危険業務手当	県土整備事務所、水産海洋技術センター、農林業総合試験場、計量検定所職員、業務課職員	①坑内のトンネルの掘り作業、水面下4m以上の深所作業、高所作業、大型農業機械作業、爆発物立入検査 ②圧搾空気内作業、潜水作業 ③毒物動物立入検査	810 千円	①日額140円～560円 ②1時間210円～1,500円 ③日額300円
	社会福祉業務手当	保健福祉環境事務所等、障がい者更生相談所、女性相談所職員	①援護の措置を要する者等を訪問し面接して行う指導等、精神障がいのある人の訪問指導、要保護女子に関する相談・指導、一時保護 ②肢体不自由児の日常生活介助	17,494 千円	①日額450円、570円 ②日額230円
	種雄牛取扱等作業手当	農林業総合試験場職員	種雄牛又は種雄豚を飼育する作業、牛馬の直腸検査	178 千円	日額230円
	有害物取扱手当	保健福祉研究所、工業技術センター、農林業総合試験場職員	有害農業使用の農作物害虫等防除、有害ガス発生を伴う業務又は特に危険な薬品の取扱業務	461 千円	日額130円～290円
	県税事務手当	県税職員	県税の賦課及び徴収	63,433 千円	日額650円、800円
	夜間看護等手当	こども療育センター・新光園の看護士	①正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護業務 ②正規の勤務時間外の救急医療等業務	9,921 千円	①1回3,100円～7,300円 ②1回1,240円
	規則取締等手当	漁業取締業務に従事する職員、麻薬取締員	海上被疑者追跡又は取調、麻薬取締業務、航海中の船舶調査等、現業職員の51分未満の船舶運転	439 千円	日額280円～550円
	特殊現場作業手当	保健福祉環境事務所等、保健福祉研究所、流域下水道事務所職員 児童福祉施設等に勤務する職員	①し尿処理施設、化糞場・死亡搬送取扱場及び下水道処理施設立入検査 ②産業廃棄物処理施設立入検査 午前4時から午前6時までの間に勤務時間の始期が定められている勤務に従事	529 千円	①日額230円 ②日額290円 1回120円、230円
教 育 公 務 員	用地交渉手当	農林水産部、県土整備部、建設都市部等職員	用地交渉業務	6,444 千円	日額700円、1,050円
	訓練指導手当	消防学校職員	教育訓練業務	636 千円	日額720円
	災害応急作業手当	県土整備事務所職員	警報発令中等の異常な気象状況等のもとの、災害の未然防止、応急処置	844 千円	日額480円～1,095円
	道路上作業手当(道路上等作業手当)	県土整備事務所職員	交通量の頻繁な道路上で、交通を遮断することなく行う道路維持修繕 ①加齢アスファルト混合舗装使用の道路補修 ②道路上、河川区域及び堤防保全区域の動物の死体の処理	3,498 千円	日額300円 ①日額160円 ②日額230円
	は場等管理業務手当	農林業総合試験場職員	①農畜機械等を操作するは場等管理業務 ②ふん尿収集、汚土集布	598 千円	①日額120円 ②日額230円
	動物等保護管理作業手当	動物愛護管理技術員	①負傷動物の収容作業 ②動物死体の収容作業	26 千円	①日額260円 ②日額230円
	教育職員の兼務手当	教員職員	全日制教育職員が本務の勤務時間を超えて夜間定時制の授業を行った場合又はその逆の場合	0 千円	授業1時間2,820円
	夜間定時制勤務手当	事務職員、技術職員及びその他の職員	高等学校又は中等教育学校の夜間定時制課程で授業時刻以後に2時間以上業務に従事	1,308 千円	日額340円 (事務長は日額250円)
	多学年学級担当手当	主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師	小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当し授業又は指導に従事	1,545 千円	日額290円
	通信教育指導手当	①通信教育を行う学校の教育職員(本務職員を除く。) ②通信教育を行う学校及び協力校の教育職員(本務職員を除く。)	①添削指導 ②面接指導	0 千円	①1通当たり100円 ②1時間2,820円
教 育 公 務 員	実習船乗船手当	①水産高等学校の教育職員 ②水産高等学校の職員	実習船に乗り組み、漁獲を伴う航海において従事する以下の業務 ①生徒の実習指導等 ②船員法第82条の2第4項に規定する業務	825 千円	①日額3,000円 ②日額180円
	有害農薬による害虫等防除作業手当	農業高等学校の教育職員	有害農薬使用の害虫等防除	0 千円	1級 日額290円 2級 日額250円
	教員特殊業務手当	主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員	1号 学校の管理下の非常災害時等の緊急業務 イ…非常災害時の児童・生徒の保護又は緊急の防災・復旧の業務 ロ…児童・生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ハ…児童・生徒に対する緊急の補導業務 ニ号 修学旅行等の引率・指導業務で宿泊を伴うもの 三号 対外運動競技等の引率・指導業務で宿泊を伴うもの等 四号 部活動の指導業務で週休日等に行うもの 五号 入学試験の監督、採点等	890,789 千円	日額 1号イ … 8,000 円 1号イ(特に甚大な災害) … 16,000 円 1号ロ … 7,500 円 1号ハ … 7,500 円 2号 … 5,100 円 3号 … 5,100 円 4号 … 2,700 円 5号 … 900 円
補導業務手当	児童又は生徒の補導を本務とする教育職員	児童又は生徒の補導業務に従事		4,044 千円	日額200円

教 育 公 務 員	教育業務指導担当 教育業務指導指導手当	教務主任 3学級以上の学校の *生徒指導主事 *進路指導主事 (高等学校、中等教育 学校及び特別支援学 校の高等部に置かれ るもの) *学科主任 *農場長 *事務主任 *学年主任 (一の学年が3学級以 上の学年に置かれる もの)	主任等に発令された指導教諭又は教諭が、当該担当に係る業務に従事	85,059 千円	日額200円
	夜間学級担当手当	教育職員	中学校等で本務として夜間学級に勤務する場合	1,950 千円	(給料月額+教職調整額)×5% ※管理職手当受給者は3%
警 察 職 員	主として私刑員の犯事する 犯罪の予防及び捜査並び に被疑者逮捕の作業	警察職員	犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕等	229,097 千円	日額320円、560円
	留置施設看守及び被疑者 (被告人その他の法令により 拘禁されている者を含む。 護送の作業	警察職員	留置施設看守及び被疑者護送	36,033 千円	日額230円、240円
	交通捜査作業	警察官(警部以下の階級に ある者に限る。)	高速道路等における事故捜査・交通違反取締り等	80,346 千円	日額310円～840円
	犯罪鑑識作業	警察職員	現場等における犯罪鑑識	15,512 千円	日額280円、560円
	交通取締用自動車その他 特殊自動車の運転、警備用 船舶運行及び自自動車の検 査に関する作業	警察職員	交通指導取締、犯罪捜査等を目的とした、交通取締用無線自動車及び検 査専用車等の運転等	78,976 千円	日額250円～560円
	暴力団犯罪対策及び銃器 等犯罪捜査の作業	警察官	銃器を使用した現場等における犯人の逮捕等	2,330 千円	日額560円～1,640円
	結核患者接触作業	保健師	結核患者に接触して行う治療に関する諸注意、情報提供等	0 千円	日額580円
	死体処理作業	警察職員	人の死体の解剖・検視・実見処分等直接死体に接触する作業	110,681 千円	1体当たり1,600円、 3,200円
	坑内作業	警察職員	鉱山の坑内又は掘削中のトンネルの坑内で、ガス爆発、火災、出水、落盤 等の災害があったときに、当該坑内で行う災害関連作業	0 千円	日額1,900円
	航空機・船舶及び航空機 に搭乗して行う操縦以外の 作業	警察職員	①航空機の操縦作業 ②航空機に搭乗して行う整備作業 ③航空機に搭乗して行う操縦及び整備以外の作業	15,739 千円	①1時間5,100円 ②1時間2,200円 ③1時間1,900円
	警ら作業	警察官(警部以下の階級に ある者に限る。)	警ら作業	185,646 千円	日額340円
	爆発物の取締り及び処理の 作業	警察職員	①爆発物取締作業 ②爆発物処理作業	396 千円	①日額300円、460円 ②1件当たり5,200円
	夜間特殊業務に従事する 作業	警察職員	正規の勤務時間において従事する作業(指定されたものに限る。)の時間 帯が深夜の一部又は全部を含むとき	299,816 千円	1回410円、730円
	救難救助作業(そのための 訓練の作業を含む。)	警察職員	①危険を伴う山岳地帯難者の救難救助又は天災地変若しくは水難、火 災、危険物の爆発事故その他の異常な事象における救難救助 ②福島原発の敷地内及びその周辺の区域で行う業務	2,728 千円	①日額410円 ～2,160円 ②日額660円 ～40,000円
	夜間緊急処理作業	警察職員(管理職手当受給 者を除く。)	突発的発生業務の処理のために、正規の勤務時間外の時間において緊 急の呼び出しにより勤務することを命ぜられて作業に従事し、その時間帯 の一部又は全部が夜間であるとき	2,918 千円	1回1,240円
	遠隔地水上警戒作業	警察職員	遠隔地の離島周辺海域において海上保安庁の巡視船に乗り組んで行う 水上警戒の作業	0 千円	日額1,100円
	潜水作業	警察官	潜水器具着用による潜水作業	26 千円	1時間310円～1,500円
	国際緊急援助作業	警察官	海外地域での国際緊急援助隊の派遣に関する法律第2条に規定する国 際緊急援助活動の作業	0 千円	日額4,000円
	サリンその他の特殊危険物 質の処理等の作業	警察職員	特殊危険物質等の発生している状況下、現場で行う救助又は捜査等	0 千円	日額250円～4,600円
	海外犯罪情報収集作業	警察官	日本国外において従事する犯罪の捜査情報収集(人事委員会が定める 場合に限る。)	0 千円	日額1,100円
	身辺警護等作業	警察職員	天皇、皇后等の皇族及び警護対象者の身辺警衛若しくは身辺警護	7,703 千円	日額640円、1,150円

(5) 時間外勤務手当 (全職員)

支給実績(6年度決算見込)	9,182,700 千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算見込)	439 千円
支給実績(5年度決算)	9,241,366 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	441 千円

(注) 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(6年度決算見込)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	支給実績 (6年度決算見込)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算見込)
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者、父母等 1人につき 6,500円 ※ 行政職給料表7級、研究職給料表5級及び特定獣医師職給料表7級の職員 3,500円 ・子 1人につき 10,000円 ・16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算 5,200円	4,751,676 千円	253,139 円
住居手当	○自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 ・家賃27,000円以下 家賃—16,000円 ・家賃27,000円超 11,000円+(家賃—27,000円)×1/2 (支給限度額28,000円) ○単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 ・上記額の1/2	3,793,368 千円	280,243 円
通勤手当	○交通機関、交通用具(自動車等)を使用して通勤している職員に支給 ・運賃等相当額(原則として6箇月定期券の額) ・交通用具使用額 通勤距離に応じ2,000円～ ・新幹線等利用者の特別料金等加算 (県外上限41,000円)	5,568,772 千円	134,697 円
初任給調整手当	○専門的知識を必要とし、かつ、欠員補充が困難である職について、民間企業等の給与水準と調整するため に支給 ・医師、歯科医師 310,000円以下(35年) ・研究員 100,000円以下(10年) ・獣医師 60,800円以下(20年)	185,679 千円	656,110 円
単身赴任手当	○異動又は公署の移転を原因として単身赴任となった職員に対し支給 ・30,000円～100,000円	77,322 千円	404,827 円
宿日直手当	○宿日直勤務を行った職員に支給 ・通常 5,300円 ・医師、歯科医師 21,000円 ・生活指導 7,400円 ・寄宿舍指導 6,100円	1,486,953 千円	172,480 円
管理職員特別勤務手当	○週休日等又は平日深夜において勤務した管理職員に職の区分等に応じて支給 ・週休日等 1回 4,000円～12,000円 ・平日深夜 1回 2,000円～6,000円 (週休日等の従事時間が6時間を超える場合は、1.5倍)	66,333 千円	161,788 円
夜間勤務手当	○深夜におよぶ正規の勤務時間に勤務した職員に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100×午後10時から翌日の午前5時までの勤務時間	1,038,489 千円	97,128 円
休日勤務手当	○祝日等における正規の勤務時間に勤務した職員に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	2,200,137 千円	183,467 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して支給 ・給料表・職務の級・職の区分別に定めた額 (42,100円～139,100円)	1,773,527 千円	744,866 円
農林漁業普及指導手当	○農林漁業等の普及指導に従事する職員に対して支給 ・給料月額×8% (管理職手当受給者は4%)	77,546 千円	298,254 円
警	○生活が著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して支給 ・(給料の月額+扶養手当)×級地区別支給割合—地域手当 * 級地区別支給割合 4%～25%		
察	○特地方署又は特地方署に準ずる公署に勤務するために住居を移転した職員に支給 ・(給料の月額+扶養手当)×支給率 * 支給率 異動後4年間 4%～6%、5年目4%、6年目2%(最高6年)		
学	○交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない地域に所在するへき地等学校に勤務する職員 に対して支給 ・(給料の月額+新職調整額+扶養手当)×級地区別支給割合—地域手当 * 級地区別支給割合 6%～22%	35,443 千円	256,833 円
校	○へき地等学校に勤務するためにへき地等学校が所在する市町村内に住居を移転した職員に支給 ・(給料の月額+教職調整額+扶養手当)×支給率 * 支給率 異動後5年間 4% その他1年間 2%		

義務教育等教員特別手当	○義務教育等諸学校に勤務する教育職員に支給 ・月額8,000円を超えない範囲内で、職務の級、号給別に定めた額 ・産業教育手当 定時制通信教育手当の支給を受ける期間は調整支給する。 * 夜間定時制、通信教育に係る定時制通信教育手当又は農業、水産に係る産業教育手当の受給期間 ：定額の3/4の額 * 上記以外の者：定額の2/4の額	1,385,507 千円	57,998 円
産業教育手当	○農業、水産、工業の教科の授業及び実習を担当する教育職員に支給 ・(給料月額＋教職調整額)×5% (定時制通信教育手当受給者、管理職手当受給者は3%)	122,001 千円	199,673 円
定時制通信教育手当	○定時制課程及び通信制課程に勤務する教育職員に支給 ・(給料月額＋教職調整額)×3～5% *校長、副校長、教頭 3% 夜間定時制教育に従事する職員 5% 昼間定時制教育、通信教育に従事する職員 3%	74,445 千円	166,917 円

6 特別職の報酬等の状況（6年4月1日現在）

区分		給料月額等
給料	知事	1,350,000 円
	副知事	1,080,000 円
報酬	議長	1,110,000 円
	副議長	980,000 円
	議員	890,000 円
期末手当	知事	3.40 月分
	副知事	
	議長	3.40 月分
	副議長	
退職手当	知事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 135万円×在職月数×0.519 33,631 千円 (任期毎)
	副知事	108万円×在職月数×0.394 20,425 千円 (任期毎)
地域手当	知事	支給率 5.4%

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

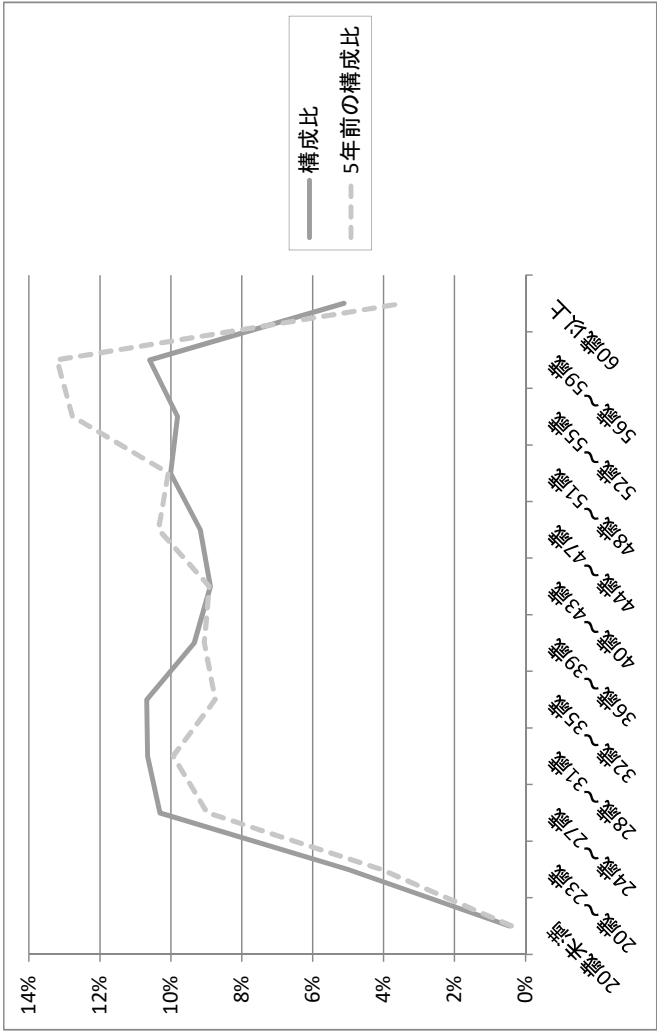
(単位:人)

区分 部門	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
	R6.4.1	R5.4.1		
知事部局	(263) 7,549	(304) 7,567	(△41) △18	児童相談所の体制強化など (参考:人口10万当たり職員数148.15人)
教育委員会	(44) 21,851	(36) 21,859	(8) △8	小学校の学級増など (参考:人口10万当たり職員数428.84人)
その他	(9) 12,328	(13) 12,325	(△4) 3	定数外職員の減など (参考:人口10万当たり職員数241.95人)
合計	(316) 41,728	(353) 41,751	(△37) △23	(参考:人口10万当たり職員数818.94人)

(注) 1 その他は、各種委員会(教育委員会を除く。)、警察本部、議会事務局、企業局です。

2 () 内は、フルタイム会計年度任用職員であり、外数です。

(2) 年齢別職員構成の状況（6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	188	2,120	4,297	4,459	4,511	3,990	3,697	3,889	3,932	4,119	4,239	2,287	41,728

(3) 職員数の推移（各年4月1日現在）

(単位:人・%)

部門	年度	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
知事部局		7,564	7,542	7,479	7,547	7,567	7,549	△ 15 (△0.2)
教育委員会		21,160	21,461	21,667	21,706	21,859	21,851	691 (3.3)
その他		12,349	12,400	12,386	12,373	12,325	12,328	△ 21 (△0.2)
計		41,073	41,403	41,532	41,626	41,751	41,728	655 1.6

(注) その他は、各種委員会（教育委員会を除く。）、警察本部、議会事務局、企業局です。

8 公営企業職員の状況

(1) 職員給与費の状況

決算見込

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
6年度	千円	千円	千円	%	%
電気事業	446,528	56,384	153,927	34.5	35.7
工業用水道事業	1,781,210	472,266	191,385	10.7	11.5
工業用地造成事業	1,609,999	177,392	0	0.0	3.6

区分	職員数 A	給与費			一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当 期末・勤勉手当	計 B	
6年度	人	千円	千円	千円	千円
電気事業	13	57,074	16,455	25,010	98,539 7,580
工業用水道事業	20	82,855	19,981	37,422	140,258 7,013
工業用地造成事業	7	24,007	4,530	10,679	39,216 5,602

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、7年3月31日現在の人数です。
3 給与費にはフルタイム会計年度任用職員を含み、職員数には当該職員を含みません。

(2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（6年4月1日現在）

・電気事業

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福岡県	43.1 歳	352,481 円	588,298 円

・工業用水道事業

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福岡県	41.4 歳	345,849 円	561,598 円

・工業用地造成事業

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福岡県	36.4 歳	314,498 円	466,857 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

公 営 企 業	行 政 職 員
1人当たり平均支給額(6年度決算見込)	1人当たり平均支給額(6年度決算見込)
期末・勤勉手当 1,752 千円	期末・勤勉手当 1,731 千円
(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（6年4月1日現在）

	公 営	企 業	行 政	職 員
（支給率）	自己都合	定年・早期退職 募集による退職	自己都合	定年・早期退職 募集による退職
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	－	定年前早期退職特例措置 （割増率2％～45％）	47.709 月分	定年前早期退職特例措置 （割増率2％～45％）
1人当たり平均支給額	－ 千円	24,885 千円	2,029 千円	22,201 千円

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（6年4月1日現在）

支給実績（6年度決算見込）	8,822 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算見込）	220,554 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
県内市町村	5.4 %	40 人	5.4 %

エ 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（6年度決算見込）	197 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算見込）	32,857 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）	15.0 %		
手当の種類（手当数）	3		

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （6年度決算見込）	左記職員に対する支給単価
危険業務手当	支給対象の作業に従事した職員	①高圧機器整備点検作業 ②水路管内作業 ③高所作業 ④洪水吐ゲートの保守点検作業 ⑤有害薬品を使用する作業 ⑥漏水事故復旧等の道路上作業 ⑦災害応急作業	197 千円	①日額300円 ②日額220円 ③～④日額220円～320円 ⑤日額130円～250円 ⑥日額300円 ⑦日額480円～1,095円
用地交渉手当	交渉業務に従事した職員	用地交渉業務	0 千円	日額700円～1,050円
防疫等作業手当	新型コロナウイルス防疫等作業に従事した職員	新型コロナウイルス感染症の軽症患者等が療養する宿泊施設において行う次の業務 ① 軽症患者等の身体に直接接触して又はこれらの者に接して行う作業 ② 軽症患者等が使用した物件の処理、軽症患者等の生活支援、関係機関との連絡調整 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために行う次の業務 ① 患者等の搬送（移送及び入院を含む。）、疫学調査、検体の採取 ② 患者等の移送に使用した物件の処理、移送後における車両の消毒 ③ 検体の搬送	0 千円	①日額4,000円 ②日額3,000円 ①日額2,000円 ②日額1,500円 ③日額 290円

オ 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算見込）	10,783 千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算見込）	300 千円
支給実績（5年度決算）	9,397 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	268 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算見込）」と
同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とは
ならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	行政職員の の制度と の異同	行政職員の制 度と異なる内容	支給実績 (6年度決算見込)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算見込)
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者、父母等 1人につき 6,500円 ※ 企業職給料表(一)7級の職員 3,500円 ・子 1人につき 10,000円 ・16歳になる年度初めから22歳になった年度末まで の子の加算 5,200円	同じ	—	3,191 千円	277,934 円
住居手当	○自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っ ている職員 ・家賃27,000円以下 家賃—16,000円 ・家賃27,000円超 11,000円+(家賃—27,000円)×1/2 (支給限度額28,000円) ○単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が 居住する住居 ・上記額の1/2	同じ	—	4,925 千円	289,682 円
通勤手当	○交通機関、交通用具(自動車等)を使用して通勤 している職員に支給 ・運賃等相当額(原則として6箇月定期券の額) ・交通用具使用額 通勤距離に応じ2,000円～ ・新幹線等利用者の特別料金等加算 (県外上限41,000円)	同じ	—	7,223 千円	206,380 円
単身赴任手当	○異動又は公署の移転を原因として単身赴任となっ た職員に対し支給 ・30,000円～100,000円	同じ	—	360 千円	360,000 円
管理職員特別 勤務手当	○週休日等又は平日深夜において勤務した管理職 員に職の区分等に応じて支給 週休日等 1回4,000円～12,000円 平日深夜 1回2,000円～6,000円 (週休日等の従事時間が6時間を超える場合は、 1.5倍)	同じ	—	15 千円	15,000 円
夜間勤務手当	○深夜にわたる正規の勤務時間に勤務した職員に 対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100×午後10時 から翌日の午前5時までの勤務時間	同じ	—	0 千円	0 円
休日勤務手当	○祝日等における正規の勤務時間に勤務した職員 に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時 間	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対 して支給 ・給料表・職務の級・職の区分別に定めた額 (89,700円～109,500円)	同じ	—	4,543 千円	1,135,800 円

9 職員の人事評価の状況

任命権者は、能力及び実績に基づき人事管理の徹底を図るため、任用、給与その他の人事管理の基礎として人事評価を定期的に実施し、その結果に応じた措置を講ずることとされています。各任命権者における取組は、以下のとおりです。

【知事部局等】

評価対象者	令和6年12月1日現在において、一般職に属する職員 ※評価対象期間における勤務期間が一月に満たない職員等を除く。
評価対象期間	4月1日～翌年3月31日
評価の方法等	・業務遂行を通じた自らの職層に求められる能力の発揮状況及び業務課題への取組状況等の業務実績を評価。 ・上司による5段階の絶対評価を実施。 ・期首、期中、期末における直属の上司との面談を通じ、円滑な業務遂行や能力開発に必要な指導、助言を実施。
結果の活用	・昇給並びに6月期及び12月期の勤勉手当において前年度の評価結果に応じた成績区分を適用。 ・転任や昇任等人事面における参考資料として活用。

【教育委員会】

評価対象者	令和6年12月1日現在において、一般職に属する職員 ※評価対象期間における勤務期間が一月（県立学校の教育職員及び市町村県費負担教職員については、四月）に満たない職員等を除く。
評価対象期間	4月1日～翌年3月31日
評価の方法等	・業務遂行を通じた自らの職層に求められる能力の発揮状況及び業務課題への取組状況等の業務実績を評価。 ・上司による5段階の絶対評価を実施。 ・期首、期中、期末における直属の上司との面談を通じ、円滑な業務遂行や能力開発に必要な指導、助言を実施。
結果の活用	・昇給並びに6月期及び12月期の勤勉手当において前年度の評価結果に応じた成績区分を適用。 ・転任や昇任等人事面における参考資料として活用。

【警察本部】

評価対象者	全警察職員。ただし、地方警務官及び特別職非常勤職員を除く。
評価対象期間	12月1日～翌年11月30日
評価の方法等	・業務遂行を通じた自らの職層に求められる能力の発揮状況及び業績を評価。 ・上司による重層的な評価を実施。 ・人事評価の結果、必要がある場合は、評価者等が被評価者に対し、業務指導、助言等を実施。
結果の活用	転任や昇任等の人事面、勤勉手当等の給与面に活用

10 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように考慮して、条例等で定めています。その概要は、次のとおりです。

(1) 勤務時間

勤務時間は、休憩時間を除き、1日について7時間45分、1週間について38時間45分です(日曜日及び土曜日は週休日)。

一般的な職員の勤務時間は、各任命権者の規程等により、知事部局及び教育委員会は午前8時30分から午後5時15分まで、警察本部は午前9時から午後5時45分までとしています。また、交替制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難い職員の勤務時間は、別に定めています。

なお、知事部局及び教育委員会(学校を除く。)においては、一般的な職員の勤務時間に加え、午前8時から午後4時45分まで、午前9時から午後5時45分まで、午前9時30分から午後6時15分まで及び午前10時から午後6時45分までとする時差通勤を実施しています。

(2) 休憩時間

一般的な職員の休憩時間は、正午から午後1時までの1時間としています。

(3) 週休日・休日

週休日とは、原則として毎週日曜日及び土曜日を、また、休日とは祝日法による休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)及び年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。))をいいます。

なお、公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要がある職員については、週休日を別に定めています。

(4) 休暇

休暇の種類は、給与が支給されるか否かによって、有給休暇と無給休暇に分けることができます。有給休暇としては、事由を限らず、毎年与えられる年次休暇と、特定の事由に基づいて認められる特別休暇等があります。また、無給休暇として、介護休暇等があります。

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故等26項目を設けています。

11 職員の休業に関する状況

(1) 休業の概要

「休業」とは、職は保有するものの職務に従事しないというもので、分限処分である「休職」と同様の性格を有していますが、本人の請求により認められる点が「休職」とは異なります。

育児休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的とした制度で、対象となる子の年齢は3歳未満となっています。

次世代育成や女性職員の活躍推進の観点から、男性の積極的な育児参加が特に求められている中、福岡県においても、各任命権者が職員の子どもの健やかな育成のための計画(特定事業主行動計画)を策定し、育児休業等の制度周知の徹底と取得しやすい環境整備を図っているところ。

自己啓発等休業は、公務員としての能力・資質向上や公務意識の醸成及び国際協力を促進するため、大学等課程の履修又は国際貢献活動への参加を可能とする制度です。

大学院修学休業は、公立学校の教員が専修免許状を取得する機会を拡充するため、国内外の大学院等に在学してその課程を履修することを可能とする制度です。

配偶者同行休業は、公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする制度です。

また、高齢期職員の多様な働き方に対応するため、加齢による諸事情への対応、定年後の生活設計やセカンドキャリアのための資格取得、地域貢献等を可能とする高齢者部分休業を令和5年度から導入しています。

(2) 休業の状況

令和6年度における職員の休業の状況については、次のとおりです。

(単位:人)

休業の種類	育児休業	自己啓発等 休業	大学院修学 休業	配偶者同行 休業	高齢者部分 休業	合計
人 数	1,237	10	1	7	10	1,265
	868	8	1	0	0	877

(注)1 上段は令和6年度に新たに取得した者、下段は令和5年度以前から引き続き取得している者の人数です。

2 政令市立学校の教職員は含みません。

3 同一の者が複数回にわたって休業を取得した場合は、その数を重複して計上しています。

12 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限制度の概要及び処分の状況

分限制度は、職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務の中立性、安定性を確保し、その適正かつ能率的な運営を図ろうとする趣旨から整備されています。

任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することができるのは、①勤務実績が良くない場合、②心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合、③学校、研究所、病院その他これらに準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる事項の調査、研究又は指導に従事する場合等とされています。令和6年度における分限処分の状況は、次のとおりです。

処分の種類		降 任	免 職	休 職	合 計
処分事由		1	0		1
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合		0	0	737	737
職に必要な適格性を欠く場合		0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合		0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合				3	3
学校、研究所等において調査、研究等に従事する場合（ 縦でが軸 ）				0	0
災害により生死不明又は所在不明となった場合（ 縦でが軸 ）				0	0
合 計		1	0	740	741

(単位:人)

- (注) 1 政令市立学校の教職員は含みません。
2 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。
3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上しています。
4 条件付採用期間中の職員に、分限処分に準じる措置が行われた場合は、その数を計上しています。

(2) 懲戒制度の概要及び処分の状況

任命権者は、①地方公務員法(昭和25年法律第261号)等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができるとされています。令和6年度における懲戒処分の状況は、次のとおりです。

処分の種類		免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
処分事由						
給与・任用に関する不正(給与不正領得等)	1	0	0	0	0	1
一般服務違反関係(欠勤、勤務態度不良等)	0	3		6	1	10
一般非行関係(傷害、異性関係非行等)	4	7		4	1	16
収賄等関係(収賄、横領等)	1	0		0	0	1
道路事故・交通法規違反	0	1		0	0	1
監督責任	0	0		0	0	0
合 計	6	11		10	2	29

(単位:人)

- (注) 1 政令市立学校の教職員は含みません。
(注) b 2 同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

13 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法や教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)によって、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限など、民間企業の勤労者とは異なる服務上の強い制約が課されています。

これらの服務規律を保持するため、懲戒制度が設けられており、その懲戒処分状況は、12(2)のとおりです。

また、市町村立学校に勤務する教職員(県費負担教職員)については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)により、市町村教育委員会がその服務を監督すると定められています。

なお、制度の趣旨を徹底させるため、所属研修を実施するほか、日常の具体的事例に関する照会等の機会を通じて、適切な処理を行っているところです。

さらに、福岡県職員倫理条例(平成13年福岡県条例第49号)を制定し、職員が常に認識しておかなければならない基本的な心構えや職員が遵守すべき倫理行動規程を規定するとともに、入札参加事業者との原則交際禁止等に関する規定を定めています。

14 職員の退職管理の状況

本庁課長級以上の職に就いている職員であった者が、離職後2年間に再就職した場合は、福岡県職員の退職管理に関する条例(平成27年福岡県条例第54号)第3条の規定により、再就職先の名称等について離職時の任命権者に届け出ることとされています。

令和6年度の各任命権者への届出状況は、次のとおりです。

任命権者	届出件数 (件)	再就職先の内訳				
		国又は地方公共団体の機関	公益法人等	学校法人等	その他の非営利法人	営利法人
		その他				
知事	45	1	13	1	10	18
教育委員会	18	1	6	6	2	0
警察本部長	20	0	2	1	4	13
その他	4	0	2	1	0	1

(注) 1 再任用等、人事委員会規則で定める場合は届出が不要です。
2 公益法人等には、独立行政法人、特殊法人及び認可法人を含みます。
3 学校法人等には、医療法人、社会福祉法人及び宗教法人を含みます。

15 職員の研修の状況

職員の研修は、職員の勤務能率の発揮及び増進を目的に、任命権者において組織的かつ計画的に行われています。

例えば、知事や議会、監査委員、教育委員会、人事委員会等の事務部に勤務する職員については、職員研修を自己啓発・職場研修・研修所研修・派遣研修に区分して実施しています。

また、教育公務員については、教育公務員特例法においても、絶えず研究と修養に努めなければならないことが規定されており、より豊富な研修の機会が設けられています。

令和6年度に行われた主な研修には、次のようなものがあります。

(行政職員)

自己啓発	自己啓発支援 未来への提言
職場における研修	部局研修・所属研修(人権・同和問題、公務員倫理 等) 業務専門研修
研修所における研修	基本研修(新採用職員研修、一般職員研修、管理監督者研修) 専門研修(エビデンスに基づく政策立案、OJTによる人材育成、職場まるごと働き方改革、web 会議のファシリテーション、財務諸表の読み方 等) 特別研修(トップセミナー、ダイバーシティ推進 等)
派遣研修	自治大学校派遣研修 都道府県、市町村、企業等派遣研修 等

(教職員)

職場における研修	各所属の諸課題における研修(授業改善、教育相談 等)
教育センター、体育 研究所等における 研修	基本研修(若年教員研修、中堅教諭等資質向上研修、エキスパート教員研修、新任校長研修 等) 専門研修(各教科等の指導に関する研修 等) 長期研修 課題研修(福岡県高等学校教育課程研究集会、日本語指導担当教員等指導力向上研修、体力向上、薬物乱用防止 等)
派遣研修	産業・理科教員派遣研修 教職員等中央研修(校長研修、副校長・教頭等研修、中堅教員・次世代リーダー教員研修 等) 国立大学大学院等修士課程への現職教員派遣研修 長期社会体験派遣研修

(警察官)

職場における研修	新任配置時における教養 各所属における集合教養 本部主管課による研修・講習 部外講師による講演 等
警察学校における 研修	採用時教養 新任教養 昇任時教養 専科等教養

16 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するため、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)並びに各任命権者の安全衛生管理規程及び健康管理規程に基づき、総括安全衛生管理者、健康管理者、産業医、安全管理者及び衛生管理者を選任するとともに、総括安全衛生委員会、警察本部衛生委員会等を設置しています。

さらに、全所属に健康推進員(副課長、課長補佐、副所長、事務長等)又は、健康管理担当者(所属長)及び副健康管理担当者を配置するとともに、(安全)衛生委員会や各地区連絡協議会等を設置し、安全衛生管理活動の推進を図っています。

(2) 職員の健康管理

労働安全衛生法に基づき、事業者責任として職員の健康管理状態を把握し、健康障がいや疾病の早期発見を行うため、全職員を対象に定期健康診断を、特定の有害業務従事者を対象に特別健康診断を実施しています。

(3) 利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度によって保護されています。

勤務条件に関する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し団体協約を締結することの認められない職員が人事委員会に対して地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを要求する制度であり、また、不利益処分に対する不服申立て制度は、不利益な処分を受けた職員が人事委員会に対して不服申立てを行うことを認める制度です。

これらの制度の状況は、「二 令和6年度における福岡県人事委員会の業務の状況」の3及び4のとおりです。

二 令和6年度における人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験

令和6年度に実施した職員の競争試験の状況は、次のとおりです。

① 職種及び日程

職 種		日 程			
試験の種類	試験区分等	受付期間	1 次試験	2 次試験	最終 合格発表
I 類 (早期採用 を含む)	行政、教育行政、児 童福祉、土木、電 気、化学、機械、農 業、畜産、水産、林 業、薬剤師、栄養 士	5月7日 ～5月17日	6月16日	7月2日 ～7月25日	8月6日
	II 類 農業				
III 類	行政、教育行政	8月5日 ～8月16日	9月29日	10月23日 ～11月7日	11月22日
	行政、教育行政、土 木、農業土木、 林業			10月16日～ 11月1日	11月8日
民間企業等 職務経験者	行政、行政(D X)	7月8日 ～7月19日	8月18日	10月26日 ～11月24日	12月13日
警察官 A (男性)	第 1 回	3月21日 ～4月11日	5月12日 ～6月5日	6月26日 ～7月9日	8月6日
	第 2 回	8月8日 ～8月29日	9月22日 ～10月22日	11月12日 ～11月25日	12月25日
警察官 A (女性)	第 1 回	3月21日 ～4月11日	5月12日 ～6月5日	6月26日 ～7月9日	8月6日
	第 2 回	8月8日 ～8月29日	9月22日 ～10月22日	11月12日 ～11月25日	12月25日
警察官 A (武道指導)	第 1 回	3月21日 ～4月11日	5月12日	7月1日、 7月3日	8月6日
	第 2 回	8月8日 ～8月29日	—	—	—
警察官 B (男性)	—	8月8日 ～8月29日	9月22日 ～10月22日	11月12日 ～11月25日	12月25日
警察官 B (早期採用男性)	—	3月21日 ～4月11日	5月12日 ～6月5日	6月26日 ～7月9日	8月6日

警察官B (女性)		8月8日 ～8月29日	9月22日	10月8日 ～10月22日	11月12日 ～11月25日	12月25日
警察官B (早期採用女性)		3月21日 ～4月11日	5月12日	5月29日 ～6月5日	6月26日 ～7月9日	8月6日
警察官C		8月8日 ～8月29日	9月22日	10月8日 ～10月22日	11月12日 ～11月25日	12月25日

② 人数

試験の種類	採用 予定数 (人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	受験率 (%)	一次 合格者数 (人)	最終 合格者数 (人)	受験 倍率 (倍)
I 類	187	881	598	67.9	289	183	3.3
I 類 (早期)	10	77	53	68.8	30	13	4.1
II 類	21	202	107	53.0	61	29	3.7
III 類	79	507	348	68.6	194	110	3.2
民間企業等職務経験者	48	1,140	779	68.3	129	67	11.6
警察官A (男性)	80	661	520	78.7	322	126	4.1
警察官A (女性)	35	221	170	76.9	130	54	3.1
警察官A (武道指導)	6	4	4	100.0	4	4	1.0
警察官B (男性)	62	492	409	83.1	253	84	4.9
警察官B (早期採用男性)	20	270	202	74.8	80	35	5.8
警察官B (女性)	15	170	140	82.4	60	21	6.7
警察官B (早期採用女性)	20	107	87	81.3	71	33	2.6
警察官C	11	28	19	67.9	10	5	3.8
計	594	4,760	3,436	72.2	1,633	764	4.5

(2) 採用選考

職員の採用は、地方公務員法上、原則として競争試験によることとされていますが、人事委員会の定める職については選考によることができますこととされています。

令和6年度に各任命権者から提出された採用選考請求の承認状況は、次のとおりです。

職	知 事 (件)	教育委員会 (件)	職	警察本部 (件)
部長相当職	1	0	警視相当職	10
次長相当職	7	0	警部相当職	0
課長相当職	16	9	警部補相当職	2
課長補佐相当職	24	0	巡查部長相当職	4
係長相当職	41	1	巡查相当職	10
主任主事相当職	25	3		
主事相当職	2	3		
計	116	16	計	26

なお、令和6年度に人事委員会において試験を実施している公開公募による採用選考の実施状況は、次のとおりです。

種別	職 種	採用 予定数 (人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	一次 合格者数 (人)	最終 合格者数 (人)	競争 倍率 (倍)
選考 (前期)	看護師、研究職員（機械A、デザイン、化学C）、獣医師、心理判定員、児童自立支援専門員、保育士、保健師、職業指導員（建築系、機械・メカトロニクス系、自動車整備系、情報処理系）	52	119	98	73	39	2.5
選考 (後期)	児童福祉（職務経験者）、心理判定員（職務経験者）、研究職員（化学D、薬学）獣医師、船員（航海、機関）、児童自立支援専門員、保育士	31	49	38	25	16	2.4

就職氷河期世代を対象とする採用選考	行政、教育行政、警察行政	8	179	145	28	8	18.1
障がい者を対象とする採用選考	行政、教育行政、警察行政	11	76	56	33	10	5.6
労務職員採用選考	農業技術員（農産園芸、畜産）、林業技術員	8	113	88	30	9	9.8

(3) 昇任選考

職員の昇任については、警察官昇任試験を除き選考により実施しています。
令和6年度に各任命権者から提出された昇任選考請求の承認状況は、次のとおりです。

職	知事 (件)	教育委員会 (件)	職	警察本部 (件)
部長相当職	12	2	警視相当職	48(43)
次長相当職	33	4	警部相当職	11(0)
課長相当職	94	13	警部補相当職	25(0)
課長補佐相当職	182	35	巡査部長相当職	28(0)
係長相当職以下	153	38	計	112(43)
計	474	92		

(注)()内は公安職で内数です。

(4) 任期付職員の採用の承認

任命権者は、任期付職員（任期付招へい研究員、特定任期付職員、一般任期付職員）の採用に当たり、人事委員会の承認を得なければなりません。

令和6年度の人事委員会の承認件数は5件です。

(注)・任期付招へい研究員：民間等の優れた研究者を県の試験研究機関に受け入れるもの

・特定任期付職員：高度の専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて採用するもの

・一般任期付職員：専門的な知識経験を有する者を任期を定めて採用するもの

2 給与等に関する報告及び勧告〔令和6年10月2日〕の状況

給与等に関する報告及び勧告は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職に属する福岡県の職員の給与等について議会及び知事に対して行うものです。令和6年度に実施した報告及び勧告の概要は次のとおりです。

(1) 概要

- 令和6年4月の公民較差に基づく給与改定等
- ・ 較差 10,190円 (2.78%) の解消のため、給料月額を引上げ
 - ・ 期末・勤勉手当の支給月数を0.10月分引上げ

(2) 令和6年4月の公民較差に基づく給与改定等

① 民間給与との比較

ア 月例給の較差

令和6年	参考 (令和5年)
10,190円 (2.78%)	3,956円 (1.09%)

イ 期末・勤勉手当

民間の年間支給割合	職員の年間支給月数
4.59月	4.50月

② 給与改定の内容

ア 月例給 公民較差の状況及び人事院勧告における俸給表の改定内容を勘案して給料表を改定

イ 期末・勤勉手当 4.50月分→4.60月分 (引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分)

(3) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備 (給与制度のアップデート)

① 給料表 (令和7年4月1日から実施)

人事院勧告において、職務や職責をより重視した俸給体系として示された国家公務員の俸給表の改定に準じ、本県における人材確保や組織パフォーマンスの向上の観点から職員の給料表を改定する。

② 扶養手当 (令和7年度から段階的に実施)

国の見直しに準じて、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当額の引上げを行う。なお、本県の実情を考慮し、所要の経過措置を講ずることが適当である。

③ 地域手当

国や他の都道府県等の動向に留意しつつ、支給割合を県内一律としてきたこれまでの経緯や本県の実情を踏まえ、検討を行っていく必要がある。

(4) 意見

① 人材の確保及び育成について

県行政において、より効果的・効率的な業務遂行や質の高い行政サービスの向上が求められる中、職員には、自身の力を最大限発揮し、全体の奉仕者としての強い使命感と揺るぎない高い倫理意識をもって困難な諸課題に立ち向かうことが強く求められている。

一方で、職員採用の受験者数は減少傾向が続いており、職務経験を持つ職員の増加や個人の仕事に対する価値観の多様化など、職員採用及び職員を取り巻く情勢は大きく変化している。

人材の確保及び育成は、持続可能な組織の礎である。このため、有為な人材から「魅

力ある職場」として福岡県庁が選ばれ、職員の成長を後押しすることで、組織パフォーマンスの向上につなげ、ひいては高水準の県民サービスの提供につながる好循環を確実なものにしていくことが必要である。

ア 有為な人材の確保

本県における職員採用試験の受験者数は10年前の7割程度の水準まで減少しており、人材の確保は危機的な状況にある。

こうした中で、今後也多様な受験者層から高い志を持った有為な人材を確保していくため、福岡県の職員として働くことを希望する人材が受験しやすくなるような取組や採用チャネルの多様化を進める必要がある。

具体的には、選考方法の見直し、早期試験の創設、職務経験者試験の技術分野への拡充といった採用試験の見直しについて、検討・実施していく。

イ 誰もが活躍できる「魅力ある職場」の実現

(7) 人材育成の総合的な取組の推進

福岡県庁が有為な人材から選ばれる「魅力ある職場」となるためには、若年層から高齢層まですべての職員が、向上心を持ち続け、自身の望むキャリアを形成し、生き生きと働けることが重要である。

このためには、すべての職員がやりがいや成長を実感しながら業務に取り組んでいくことができるよう、職種や職層に応じ、計画的に人材育成に取り組んでいく必要がある。

(1) 女性の活躍推進

任命権者においては、組織の活力向上及び政策方針決定過程への参画拡大を図るため、特定事業主行動計画に基づき女性職員の登用を行っており、一定の成果をあげているところである。

女性の活躍を推進することは誰もが働きやすい社会の実現に寄与するものであり、計画に基づき、女性職員の活躍をより一層推進していく必要がある。

(7) 人事評価を通じた人材育成の推進

任命権者は、引き続き、評価者である管理職員のスキル向上などに努め、職員の理解と納得感を高めながら、より効果的な人材育成となるよう、今後とも人事評価制度に適切に取り組んでいく必要がある。

(エ) 新任係長の人材育成

係長は、県職員としてのキャリア形成におけるファーストステップとなる役職であり、係長の育成は将来の県組織を牽引する人材の育成につながる。係長が生き生きとやりがいを感じながら働く姿は、若年層の職員のキャリア形成に良い影響を及ぼしていくものと考ええる。

任命権者においては、新任係長の人材育成及びサブポート体制の充実に取り組み、チーム全体のパフォーマンス向上につなげていくことが重要である。

② 働き方改革の推進と勤務環境の整備等について

ア 長時間労働の是正等

長時間労働の是正には、組織を挙げて強い姿勢で取り組む必要がある。
任命権者においては、定例的な業務により恒常的に長時間労働となっている場合と、災害対応等のように突発的に長時間の時間外労働を命ぜざるを得ない場合とを区別した上で、その要因の整理・分析を行い、職員の負担軽減につながる取組を一層進めていく必要がある。

イ 教職員の働き方改革

教育の質を維持し、更に向上させていくためには、教職員が児童・生徒と十分に向き合う時間の確保・充実が必要不可欠であり、教職員が一丸となって働き方改革に取り組むことが重要である。

県教育委員会においては、現在実施している取組の結果を検証し、効果的な取組を強力に推し進めるとともに、市町村教育委員会に対して、教職員の働き方改革が推進されるよう働きかけていくべきである。

校長等の管理職員が率先して業務の見直しや効率化・合理化を進め、教職員の勤務時間の適正化や負担軽減を行うことが極めて重要であり、加えて、学校組織のリーダーとして、教職員が働きやすい職場環境づくりを実行する役割が求められている。

また、県及び市町村教育委員会が主体となっており、管理職員が学校内のマネジメントに注力できる体制を整備することも重要である。

ウ 多様な働き方の推進及び仕事と生活の両立支援

働き方に関する選択肢の拡充は、職員のワーク・ライフ・バランスの推進に寄与するものであり、任命権者においては、現行の制度について、その活用状況や職員のニーズを踏まえ、国や他の都道府県、民間労働法制の動向にも留意しながら、引き続き検討し充実を図る必要がある。

エ ハラスメント防止対策

管理職員をはじめとする全ての職員は、誰もがハラスメントの行為者となり得ることを十分理解した上で、他者を尊重して、ハラスメントのない職場づくりに取り組む必要がある。

また、近年、社会問題化しているカスタマーハラスメントについても、職員の負担軽減を図ることで、本来の職務に注力できるよう、引き続き組織として対応するよう取り組む必要がある。

オ メンタルヘルス対策

職員の心の健康の保持増進は、質の高い行政サービスを提供するために必要不可欠である。

管理監督者においては、メンタルヘルス不調を生じた職員の早期発見・早期対応に取り組むことが重要である。また、任命権者においては、円滑な職場復帰のための支援などに着実に取り組んでいく必要がある。

カ 会計年度任用職員制度の適切な運用

会計年度任用職員が意欲を持ち、安心して働くためには、勤務環境や勤務条件の確保は重要であり、任命権者においては、適切な制度運用がなされるべきである。

休暇の日数、期間について、本県の任期の定めのない常勤職員との均衡を考慮し、不合理な取扱いとなっているものについては、早急に是正する必要がある。

③ 公務員倫理の徹底について

県民の信頼を回復するためにも、職員一人ひとりが、自らの行動が県全体と県職員全体の信用に大きな影響を与えることを自覚し、公務内外を問わず行動を厳しく律する必要がある。

任命権者においては、これまでに職員の綱紀の保持及び服務規律の確保について、徹底を図る必要がある。また、管理監督者は、職員の勤務態度や生活の異変を察知できよう、風通しの良い職場づくりに取り組むことが重要である。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があつた場合に、人事委員会が必要な審査をした上で判定を行い、あるいはあつせん又はこれに準ずる方法で事案の解決に当たるものです。

(1) 係属の状況

	令和5年度末の 係属件数 (件)	令和6年度中の 要求件数 (件)	令和6年度中の 処理件数 (件)	令和6年度末の 係属件数 (件)
県分	0	1	0	1
受託分	0	1	0	1

※「受託分」は公平委員会の事務の委託を受けている町分

(2) 審査の状況

なし

4 不利益処分についての審査請求の状況

不利益処分についての審査制度は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたとして職員から審査請求があった場合、人事委員会が、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消す判定(裁決又は決定)を行うものです。

(1) 係属の状況

	令和5年度末の 係属件数 (件)	令和6年度中の 申立て件数 (件)	令和6年度中の 処理件数 (件)	令和6年度末の 係属件数 (件)
県 分	懲戒処分	14	0	0
	分限処分	0	0	0
	その他	1	0	0
	計	15	0	0
受 託 分	懲戒処分	0	0	0
	分限処分	0	0	0
	その他	0	0	0
	計	0	0	0

※「受託分」は公平委員会の事務の委託を受けている町分

(2) 審査の状況

なし

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、福岡県財政事情（第152回）を次のとおり公表する。

令和7年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

目次

第1 令和7年度当初予算の状況

Ⅰ 概要	3
Ⅱ 一般会計	3
(1) 歳入予算	3
(2) 歳出予算	7
Ⅲ 特別会計	15

第2 令和6年度下半期歳入歳出予算の状況

Ⅰ 概要	16
Ⅱ 一般会計	17
(1) 歳入予算	17
(2) 歳出予算	21
Ⅲ 特別会計	25

第3 県民負担の状況等

Ⅰ 県民負担の状況	27
Ⅱ 一時借入金の状況	27

第4 公営企業会計の状況

Ⅰ 電気事業会計	28
Ⅱ 工業用水道事業会計	32
Ⅲ 工業用地造成事業会計	37
Ⅳ 病院事業会計	42
Ⅴ 流域下水道事業会計	46

(注) 資料に掲載している表やグラフについて、計数の表示単位未満を四捨五入しているため、
積上げと合計が一致しない箇所があります。

第1 令和7年度当初予算の状況

I 概要

令和7年度当初予算においては、未来への礎を築き、飛躍・発展する福岡県の実現に向け、「人を育て、人を惹きつけるまちをつくる」、「産業を育て、はたらく場を広げる」、「健全な環境と、安全・安心なくらしを守る」の3つの柱に基づき施策を力強く展開します。

併せて、財政改革プラン2022に沿って、財政の健全化を着実に推進します。

その結果、令和7年度の当初予算は、次表のとおり一般会計で2兆1,877億8,271万円、特別会計で1兆1,266億7,303万円、両会計合計で3兆3,144億5,574万円と、令和6年度当初予算と比較して1,780億9,391万円、5.7%の増となっており、一般歳出（一般会計歳出総額から、公債費、税関連市町村交付金等を除いたもの。）では1兆4,703億4,512万円と、前年度に比べ108億5,359万円、0.7%の増となっています。

令和7年度 歳入歳出予算総括表

会計区分	令和7年度(当初)歳入歳出予算(A)	令和6年度(当初)歳入歳出予算(B)	差引増減(A)－(B)	(単位：千円，%)	
				$\frac{(A)}{(B)}$	$\times 100$
一般会計	(1,470,345,119) 2,187,782,708	(1,459,491,526) 2,132,060,720	(10,853,593) 55,721,988	(100.7)	102.6
特別会計	1,126,673,031	1,004,301,107	122,371,924		112.2
計	3,314,455,739	3,136,361,827	178,093,912		105.7

(注) 一般会計の上段 () 書は一般会計のうちの一般歳出（歳出総額から、公債費、税関連市町村交付金等を除いたもの。）である。

以下、令和7年度当初予算における各予算項目ごとに概要を説明します。

II 一般会計

令和7年度の歳入歳出予算の状況は、総額において前年度当初予算に比べて、557億2,199万円、2.6%の増となっています。

(1) 歳入予算

歳入予算の目的別分類は、次のとおりです。

令和7年度一般会計歳入予算

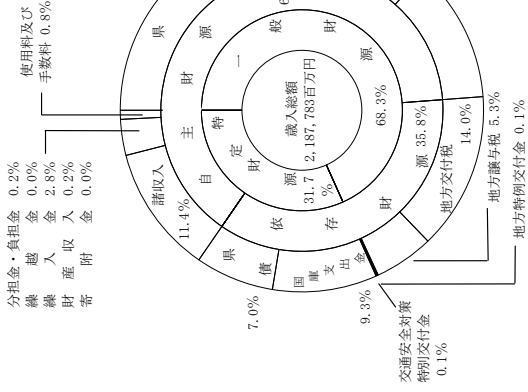
款別	令和7年度		令和6年度		(単位：千円，%)	
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	比	較
1. 県税	798,923,736	36.5	742,396,877	34.8	56,526,859	107.6
2. 地方消費税清算金	270,086,586	12.3	248,087,611	11.6	21,998,975	108.9
3. 地方譲与税	115,177,731	5.3	101,402,547	4.8	13,775,184	113.6
4. 地方特例交付金	2,446,426	0.1	13,374,898	0.6	△ 10,928,472	18.3
5. 地方交付税	307,066,365	14.0	294,857,281	13.8	12,209,084	104.1
6. 交通安全対策特別交付金	944,131	0.1	1,041,562	0.1	△ 97,431	90.6
7. 分担金及び負担金	4,650,719	0.2	5,353,958	0.3	△ 703,239	86.9
8. 使用料及び手数料	16,473,515	0.8	16,747,365	0.8	△ 273,850	98.4

	9. 国	庫	支	出	金	202,939,755	9.3	201,692,362	9.5	1,247,393	100.6
10. 財	産	収			入	4,121,318	0.2	2,987,922	0.1	1,133,396	137.9
11. 寄	附				金	769,978	0.0	360,538	0.0	409,440	213.6
12. 繰	入				金	60,954,134	2.8	57,109,985	2.7	3,844,149	106.7
13. 繰	越				金	34,237	0.0	1	0.0	34,236	—
14. 諸	収				入	249,231,477	11.4	284,422,613	13.3	△ 35,191,136	87.6
15. 県	債				償	153,962,600	7.0	162,225,200	7.6	△ 8,262,600	94.9
歳入合計						2,187,782,708	100.0	2,132,060,720	100.0	55,721,988	102.6

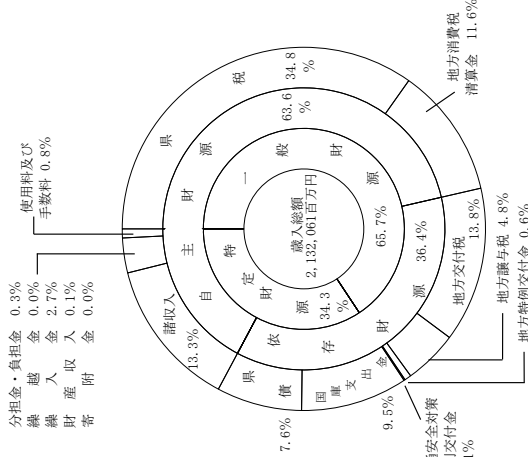
これを性質別に分類しますと次のとおりです。

歳入予算の性質別構成図

令和7年度



令和6年度



○県 税

県税は、県の行政活動を賄うための財源として最も大きいもので、地方税法及び県税条例に基づき県民及び県内に事務所、工場を有する法人等に納めていただくものです。本年度の予算額は、7,989億2,374万円で前年度当初予算に比べ、565億2,686万円、7.6%の増となっています。前年度に比べ増加したのは、企業業績の堅調な推移に伴う法人二税の影響等によるものです。

本県では、消費税率引上げに伴う地方消費税増収分約753億円を、子ども・子育てや高等教育の無償化、医療・介護などの社会保障施策の一部に活用しています。

【主なもの】

- 子ども・子育て分野
 - ・保育所や放課後児童クラブの運営費支援
 - ・保育料無償化の実施
- 高等教育の無償化
 - ・県立公立大学法人や私立専門学校の授業料等減免
- 医療・介護分野
 - ・難病対策における医療費助成の対象疾病の拡大

なお、税目別内訳は次のとおりです。

令和7年度県税当初予算内訳

区 分		令和7年度		令和6年度		比 較	
		当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	(A)－(B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
普 通 税	民 税	796,735,233	99.7	740,331,181	99.7	56,404,052	107.6
	人 税	183,456,798	23.0	156,956,098	21.1	26,500,700	116.9
{ 個 人 }	法 人 税	164,805,584	20.6	140,074,292	18.9	24,731,292	117.7
	利 子 割 税	17,988,899	2.3	16,591,215	2.2	1,397,684	108.4
{ 事 業 }	事 業 税	662,315	0.1	290,591	0.0	371,724	227.9
	個 人 税	207,044,611	25.9	186,591,528	25.2	20,453,083	111.0
{ 法 人 }	地 方 消 費 税	8,645,135	1.1	8,479,946	1.2	165,189	101.9
	不 動 産 取 得 税	198,399,476	24.8	178,111,582	24.0	20,287,894	111.4
地 方 税	地 方 税	274,130,129	34.3	265,240,097	35.7	8,890,032	103.4
	不 動 産 取 得 税	19,754,340	2.5	19,512,237	2.6	242,103	101.2
県 税	県 税	6,642,105	0.8	6,587,954	0.9	54,151	100.8
	ゴ ル フ 場 利 用 税	1,049,927	0.1	1,069,722	0.2	△ 19,795	98.1
軽 油 引 取 税	軽 油 引 取 税	36,945,467	4.6	37,973,345	5.1	△ 1,027,878	97.3
	自 動 車 税	67,706,146	8.5	66,393,456	8.9	1,312,690	102.0
鉦 区 税	鉦 区 税	4,951	0.0	4,887	0.0	64	101.3
	旧法による税(自動車税)	759	0.0	1,857	0.0	△ 1,098	40.9
目 的 税	目 的 税	2,188,503	0.3	2,065,696	0.3	122,807	105.9
	狩 猟 税	18,628	0.0	18,720	0.0	△ 92	99.5
産 業 税	産 業 税	205,560	0.0	182,141	0.0	23,419	112.9
	宿 泊 税	1,964,315	0.3	1,864,835	0.3	99,480	105.3
合 計		798,923,736	100.0	742,396,877	100.0	56,526,859	107.6

○地方消費税清算金

地方消費税清算金は、平成9年4月1日から地方分権の推進や地域福祉の充実等を図ることを目的とし地方消費税が創設されたことに伴い、地方消費税が最終的に消費された都道府県の収入になるよう、いくつかの消費に関する指標に基づき都道府県間で清算を行い交付されます。
本年度の予算額は、2,700億8,659万円で前年度当初予算に比べ、219億9,898万円の増となっています。

○地方譲与税

地方譲与税は、国税として収入した特定の税について、一定の基準により地方公共団体に譲与されるもので、本県関係では、特別法人事業譲与税、地方揮発油譲与税（地方道路譲与税）、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税及び航空機燃料譲与税があります。
特別法人事業譲与税は、法人事業税の一部を分離し国税（特別法人事業税）とした上で、その収入額について人口を基準に都道府県に譲与するものとして、令和元年度に創設されました。これにより、令和7年度当初予算における法人事業税が915億3,099万円減少したのに対し、特別法人事業譲与税が1,106億5,885万円譲与されることとなっています。
本年度の予算額は、1,151億7,773万円で前年度当初予算に比べ、137億7,518万円の増となっています。

○地方特例交付金
地方特例交付金は、地方財政の運営上支障が生じないよう地方財政対策の中で講じられる補てん措置で、平成20年度から創設された住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン減税）及び令和6年度分に限り実施される定額減税による個人住民税の減収額を補てんするための地方特例交付金があります。
本年度の予算額は、24億4,643万円で前年度当初予算に比べ、109億2,847万円の減となっています。

○地方交付税
地方交付税には、普通交付税と特別交付税があります。普通交付税は、各地方公共団体について合理的かつ妥当な水準における行政を行うための一般財源所要額として算定された基準財政需要額が、同じくあるべき税収入として算定された基準財政収入額を超える場合に、その超える額を基礎として交付されます。
令和7年度地方財政計画においては、地方が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、令和6年度に引き続き、一般行政経費に「地方創生推進費」を1兆円計上しています。
一方、特別交付税は、災害の発生など、普通交付税の算定で捕捉されなかった特別な財政事情を考慮して交付されます。
本年度の予算額は、普通交付税3,030億6,637万円、特別交付税40億円、計3,070億6,637万円で、前年度当初予算に比べ、122億908万円の増となっています。

○国庫支出金
国庫支出金は、国と地方公共団体の経費の負担区分に従って支出される国の負担金、補助金及び委託金の総称で、本年度の予算額は、2,029億3,976万円で前年度当初予算に比べ、12億4,739万円の増となっています。
その内容は、次のとおりです。

区 分	令和7年度		令和6年度		比 較	
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	(A)－(B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
義務教育費負担金	37,420,442	18.4	38,343,577	19.0	△ 923,135	97.6
生活保護費負担金	21,918,610	10.8	21,675,436	10.8	243,174	101.1
児童保護費負担金	5,576,055	2.8	4,929,153	2.5	646,902	113.1
普通建設事業費支出金	56,033,659	27.6	61,771,459	30.6	△ 5,737,800	90.7
災害復旧事業費支出金	11,115,884	5.5	11,070,768	5.5	45,116	100.4
委託金	9,970,282	4.9	4,112,805	2.0	5,857,477	242.4
その他	60,904,823	30.0	59,789,164	29.6	1,115,659	101.9
合 計	202,939,755	100.0	201,692,362	100.0	1,247,393	100.6

(単位：千円，％)

令和7年度国庫支出金当初予算内訳

前年度と比較して増加額の大きなものは、委託金で58億5,748万円ですが、これは総務統計調査委託金の増によるものです。
繰入金とは、地方公共団体の一般会計、特別会計、基金等の会計間における現金の移動を表すものです。
本年度の予算額は609億5,413万円で前年度当初予算に比べ38億4,415万円の増となっています。
○県 債
県債は、県が実施する公共施設の建設事業、災害復旧事業等の財源とするための長期の借入金ですが、本年度の予算額は、1,539億6,260万円で前年度に比べ、82億6,260万円、5.1%の減となっています。

なお、県債の目的別内訳は、次のとおりです。

令和7年度県債当初予算内訳

区 分	令和7年度		令和6年度		(単位：千円，％)	
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	比 較	
					(A)－(B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
1. 総務債	7,644,500	5.0	7,183,400	4.4	461,100	106.4
2. 保健債	5,004,600	3.3	930,300	0.6	4,074,300	538.0
3. 環境債	727,200	0.5	520,000	0.3	207,200	139.8
4. 生活労働債	3,767,200	2.4	2,934,800	1.8	832,400	128.4
5. 農林水産業債	16,516,800	10.7	13,502,200	8.3	3,014,600	122.3
6. 商工債	110,100	0.1	40,800	0.1	69,300	269.9
7. 県土整備債	70,241,300	45.6	74,913,600	46.2	△ 4,672,300	93.8
8. 警察債	12,880,400	8.4	9,467,500	5.8	3,412,900	136.0
9. 教育債	20,911,200	13.5	21,591,600	13.3	△ 680,400	96.8
10. 災害復旧債	3,530,100	2.3	3,692,800	2.3	△ 162,700	95.6
11. 転貸債	791,000	0.5	994,000	0.6	△ 203,000	79.6
12. 臨時財政対策債	0	0.0	14,410,000	8.9	△ 14,410,000	0.0
13. 調整債	11,838,200	7.7	12,044,200	7.4	△ 206,000	98.3
合 計	153,962,600	100.0	162,225,200	100.0	△ 8,262,600	94.9

前年度と比較して増加額の大きなものは、保健債で、40億7,430万円の増となっています。これは、保健環境研究所整備事業債の増によるものです。
一方、減少額の大きなものは、臨時財政対策債で、144億1,000万円の減となっています。これは令和6年度から令和8年度までの間、財源不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行が認められるもので、地方税の増によるものです。

(2) 歳出予算

歳出予算の目的別分類は、次のとおりです。

令和7年度一般会計歳出予算

款 別	令和7年度		令和6年度		(単位：千円，％)	
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	比 較	
					(A)－(B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
1. 議会費	3,231,084	0.1	2,993,926	0.1	237,158	107.9
2. 総務費	72,735,945	3.3	60,720,717	2.8	12,015,228	119.8
3. 保健費	251,415,480	11.5	244,150,346	11.5	7,265,134	103.0
4. 環境費	4,292,639	0.2	3,737,223	0.2	555,416	114.9
5. 生活労働費	208,942,075	9.6	190,634,794	9.0	18,307,281	109.6
6. 農林水産業費	59,012,267	2.7	58,037,104	2.7	975,163	101.7
7. 商工費	244,866,636	11.2	281,708,621	13.2	△ 36,841,985	86.9
8. 県土整備費	132,058,764	6.0	139,059,098	6.5	△ 7,030,334	94.9
9. 警察費	149,140,580	6.8	140,785,464	6.6	8,355,116	105.9
10. 教育費	344,302,534	15.7	336,306,880	15.8	7,995,654	102.4
11. 災害復旧費	14,767,264	0.7	15,637,538	0.7	△ 870,274	94.4

12. 公 債 費	252,799,775 (44,488,742)	11.6	247,170,979 (37,403,055)	11.6	5,628,796 (7,085,687)	102.3
13. 諸 支 出 金	450,017,665	20.6	410,888,030	19.3	39,129,635	109.5
14. 予 備 費	200,000	0.0	200,000	0.0	0	100.0
歳 出 合 計	(1,782,253,785) 2,187,782,708	100.0	(1,758,575,745) 2,132,060,720	100.0	(23,678,040) 55,721,988	102.6

(注) 上段 () 書は地方消費税清算金及び地方消費税交付金を除く場合である。

この表に示すとおり、構成比においては、諸支出金が20.6%で最も大きく、以下教育費15.7%、公債費11.6%、保健費11.5%、商工費11.2%、生活労働費9.6%の順になっています。
前年度に比較して増加した主なものは、諸支出金391億2,964万円、生活労働費183億728万円であり、減少した主なものは、商工費368億4,199万円、県土整備費70億3,033万円です。
増加の主なものとしては、諸支出金は地方消費税清算金の増、生活労働費は保育給付費負担金の増が挙げられます。
減少の主なものとしては、商工費は中小企業振興資金融資費の減、県土整備費は水道施設耐震化等促進費の減が挙げられます。

○総 務 費

この経費は、県の全般的な管理事務、地域振興及び県税の賦課徴収に要する経費のほか、市町村の振興や防災対策等に要する経費です。予算の内容は、次のとおりです。

総 務 費 の 内 容

(単位：千円、％)

区 分	令和7年度		令和6年度		(A)のうち主なもの	
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比		
1. 総 務 管 理 費	32,667,708	44.9	26,395,045	43.5	一般管理費 人事管理費 諸費	15,450,518 10,491,738 4,123,707
2. 企 画 費	13,285,716	18.3	13,476,979	22.2	企画総務費 地域振興費 情報化推進費 国際政策推進費	2,132,485 6,204,349 3,050,036 989,824
3. 徴 税 費	16,181,095	22.2	16,057,785	26.4	税務総務費 賦課徴収費	4,700,139 11,480,956
4. 市 町 村 振 興 費	1,903,940	2.6	1,975,525	3.3	自治振興費	1,464,604
5. 選 挙 費	2,679,232	3.7	111,967	0.2	選挙管理委員会費	108,936
6. 防 災 費	1,376,948	1.9	1,304,098	2.1	防災総務費	1,044,204
7. 統 計 調 査 費	3,995,806	5.5	810,761	1.3	統計調査総務費 委託統計費	395,169 3,597,769
8. 人 事 委 員 会 費	298,040	0.4	245,738	0.4	事務局費	287,987
9. 監 査 委 員 会 費	347,460	0.5	342,819	0.6	事務局費	324,057
合 計	72,735,945	100.0	60,720,717	100.0		

○保健費

この経費は、県民の健康の保持増進を図るための経費で、主な経費は、医療及び介護保険制度の施行に要する経費をはじめ、医療確保対策、精神保健対策等に要する経費です。予算の内容は、次のとおりです。

保健費の内容

(単位：千円，％)

区分	令和7年度		令和6年度		(A)のうち主なもの
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	
1. 保健企画費	12,158,562	4.8	7,718,695	3.1	保健総務費 保健環境研究所費 6,823,005 4,747,631
2. 健康対策費	9,543,277	3.8	9,659,320	4.0	健康対策総務費 保健栄養費 867,537 5,447,303
3. 生活衛生費	1,652,469	0.7	2,135,768	0.9	生活衛生総務費 食品衛生指導費 434,894 233,705
4. 医薬費	16,106,630	6.4	15,926,056	6.5	結核感染症対策費 医薬総務費 738,539 523,553 13,896,094
5. 医療介護費	201,890,832	80.3	199,708,347	81.8	保健師等指導管理費 医療介護総務費 1,435,602 88,321,642
6. 高齢者支援費	10,063,710	4.0	9,002,160	3.7	国民健康保険連絡調整費 介護費 47,706,705 65,862,485
合計	251,415,480	100.0	244,150,346	100.0	高齢在宅費 高齢施設費 3,675,187 6,068,135

○環境費

この経費は、環境保全等を図るための経費で、循環型社会の形成、公害対策、廃棄物対策等に要する経費です。予算の内容は、次のとおりです。

環境費の内容

(単位：千円，％)

区分	令和7年度		令和6年度		(A)のうち主なもの
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	
1. 環境費	4,292,639	100.0	3,737,223	100.0	環境総務費 環境保全費 環境保全部費 1,900,527 803,781 1,092,757

○生活労働費

この経費は、生活保護をはじめ、障がい福祉、児童福祉及び県民生活対策に要する経費のほか、労働力需給の安定確保や職業訓練等に要する経費です。予算の内容は、次のとおりです。

生活労働費の内容

(単位：千円、％)

区 分	令和7年度		令和6年度		(A)のうち主なもの
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	
1. 県民生活費	6,930,391	3.3	7,060,236	3.7	県民生活総務費 1,961,742 県民生活対策費 4,968,649
2. 福祉企画費	5,984,653	2.9	5,173,928	2.7	福祉総務費 5,048,501 災害救助費 936,152
3. 児童家庭費	76,924,561	36.8	67,334,446	35.3	児童家庭総務費 14,072,352 児童措置費 55,797,783 児童福祉施設費 5,887,798
4. 障がい者福祉費	65,201,196	31.2	60,100,832	31.5	障がい総務費 1,784,248 障がい在宅費 11,983,159 障がい措置費 50,709,742
5. 生活保護費	33,039,866	15.8	32,525,515	17.1	生活保護総務費 2,902,844 扶助費 30,137,022
6. 社会福祉費	12,533,154	6.0	11,636,408	6.1	子ども等医療対策費 11,436,919
7. 労働企画費	1,489,332	0.7	1,878,397	1.0	労働総務費 1,017,334
8. 職業訓練費	6,251,987	3.0	4,331,524	2.3	職業訓練総務費 1,445,580 職業訓練費 4,806,407
9. 失業対策費	357,369	0.2	368,247	0.2	雇用促進費 357,369
10. 労働委員会費	229,566	0.1	225,261	0.1	事務局費 163,307
合 計	208,942,075	100.0	190,634,794	100.0	

○農林水産業費

この経費は、農業、林業、水産業の振興対策及び指導育成等に要する経費です。主な経費は、農業関係では、農業振興、農業改良普及、畜産振興及び土地改良等に要する経費、林業関係では、森林整備や治山事業に要する経費、水産業関係では、水産業振興や漁港建設に要する経費です。予算の内容は、次のとおりです。

農林水産業費の内容

(単位：千円、％)

区 分	令和7年度		令和6年度		(A)のうち主なもの
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	
1. 農林水産業企画費	10,130,678	17.2	9,838,258	16.9	農林水産業総務費 5,302,183 農山漁村振興費 2,836,678
2. 農業費	12,340,064	20.9	11,729,257	20.2	農業総務費 4,478,460 園芸振興費 3,026,226 水田農業振興費 4,508,485

3. 畜産業費	2, 446, 469	4. 1	1, 903, 990	3. 3	畜産振興費	1, 586, 032
4. 農地費	14, 659, 365	24. 9	14, 257, 176	24. 6	農村整備費	12, 957, 303
5. 林業費	12, 932, 459	21. 9	13, 655, 869	23. 5	林業総務費 森林整備費 治山費 森林環境費	1, 451, 332 2, 800, 346 4, 403, 107 3, 255, 744
6. 水産業費	6, 503, 232	11. 0	6, 652, 554	11. 5	水産業総務費 水産業振興費 漁港建設費	1, 042, 371 3, 839, 924 837, 789
合計	59, 012, 267	100. 0	58, 037, 104	100. 0		

○商工費

この経費は、商業、鉱工業及び観光の振興を図るための経費で、主な経費は、中小企業者への資金融資、小規模事業者の経営指導、先端成長産業の育成・集積等に要する経費です。予算の内容は、次のとおりです。

商工費の内容

(単位：千円，％)

区 分	令和7年度		令和6年度		(A)のうち主なもの	
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比		
1. 商 業 費	233, 640, 185	95. 4	270, 776, 608	96. 1	商業総務費 商業振興費	228, 189, 114 5, 257, 351
2. 工 鉱 業 費	7, 325, 125	3. 0	7, 069, 637	2. 5	工鉱業総務費 工鉱業振興費 企業立地対策費	1, 992, 004 2, 489, 878 1, 936, 528
3. 観 光 費	3, 901, 326	1. 6	3, 862, 376	1. 4	観光費	3, 901, 326
合 計	244, 866, 636	100. 0	281, 708, 621	100. 0		

○県土整備費

この経費は、生活環境関連社会資本の整備拡充及び県土安全を図るための経費で、主な経費は、道路新設改良をはじめ、橋りょう新設改良、道路維持、河川改良、港湾建設、街路事業、公園整備、公営住宅の建設及び水資源対策等に要する経費です。予算の内容は、次のとおりです。

県土整備費の内容

(単位：千円，％)

区 分	令和7年度		令和6年度		(A)のうち主なもの	
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比		
1. 県土整備企画費	4,241,896	3.2	4,140,953	3.0	県土整備総務費 建築総務費	2,561,023 1,305,209
2. 道路橋りょう費	60,957,745	46.2	59,926,056	43.1	道路橋りょう総務費	5,044,270
					道路維持費	6,921,563
					道路新設改良費	42,067,471
					橋りょう維持費	5,558,604
					橋りょう新設改良費	1,365,837

3. 河川海岸費	37,038,698	28.0	39,883,445	28.7	河川総務費 河川改良費 砂防費 海岸保全費	4,821,510 24,101,919 7,295,509 779,382
4. 港湾費	4,422,110	3.4	4,540,761	3.3	港湾建設費	3,578,668
5. 都市計画費	16,645,846	12.6	17,637,479	12.7	都市計画総務費 街路事業費 公園費	2,719,193 7,301,863 3,808,168
6. 住宅費	5,883,641	4.5	6,193,238	4.4	流域下水道事業費 住宅建設費	2,165,334 5,557,145
7. 県営埠頭施設整備運営事業費	2,551,421	1.9	1,199,988	0.8	県営埠頭施設整備運営事業費	2,551,421
8. 水資源対策費	317,407	0.2	5,567,178	4.0	水資源開発促進費 水道整備費	277,700 39,707
合 計	132,058,764	100.0	139,089,098	100.0		

○警察費
この経費は、県民生活の安全を守り、公共の秩序を維持するために要する経費で、主な経費は、道路交通安全施設の整備及び警察行政等に要する経費です。予算の内容は、次のとおりです。

警察費の内容

(単位：千円，％)

区 分	令和7年度		令和6年度		(A)のうち主なもの
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	
1. 警 察 管 理 費	145,514,512	97.6	137,449,026	97.6	警察本部費 122,318,705 装備費 2,496,131 警察施設費 18,248,989 運転免許費 2,389,446
2. 警 察 活 動 費	3,626,068	2.4	3,336,438	2.4	一般警察活動費 1,709,700 刑事警察費 1,059,038 交通指導取締費 857,330
合 計	149,140,580	100.0	140,785,464	100.0	

○教育費
この経費は、小学校、中学校、高等学校、高等学校、特別支援学校、大学等の学校教育をはじめ、社会教育を含めた広範な教育振興を図るための経費です。主な経費の内容は、小・中学校、高等学校等の教職員の人件費が大半を占めています。また、教育内容充実のための教育施設の整備費、私学教育の振興を図るための補助金、放課後対策を進めるための補助金等が含まれています。予算の内容は、次のとおりです。

教育費の内容

(単位：千円， %)

区 分	令和7年度		令和6年度		(A)のうち主なもの
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	
1. 教育総務費	41,152,872	11.9	41,339,312	12.3	事務局費 3,405,232 教職員人事費 11,630,331 教育振興費 25,541,697 福利厚生費 275,136 教育センター費 244,426
2. 小学校費	84,578,941	24.6	81,060,051	24.1	教職員費 84,578,941
3. 中学校費	48,974,431	14.2	47,245,308	14.1	教職員費 48,936,098
4. 高等学校費	68,462,511	19.9	68,001,179	20.2	高等学校総務費 49,773,976 全日制高等学校管理費 4,309,871 学校建設費 13,528,821
5. 特別支援学校費	27,753,237	8.1	28,837,131	8.6	特別支援学校費 19,403,185 特別支援学校建設費 5,850,540
6. 社会教育費	4,660,913	1.4	4,003,517	1.2	社会教育総務費 2,454,878 社会教育施設費 682,598 図書館費 656,794
7. 保健体育費	2,700,993	0.8	2,835,990	0.8	保健体育総務費 922,304 体育振興費 638,667 体育施設費 1,140,022
8. 大学費	5,932,860	1.7	5,195,983	1.5	女子大学費 1,513,676 歯科大学費 2,385,486 県立大学費 2,007,621
9. 私立学校費	59,716,530	17.3	57,492,661	17.1	私立学校振興対策費 59,708,438
10. 青少年費	369,246	0.1	295,748	0.1	青少年育成費 369,246
合 計	344,302,534	100.0	336,306,880	100.0	

○災害復旧費
この経費は、耕地及び土木施設等の災害復旧に要する経費です。予算の内容は、次のとおりです。

災害復旧費の内容

区 分	令和7年度		令和6年度		(A)のうち主なもの
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	
1. 農林水産施設災害復旧費	8,774,041	59.4	6,316,394	40.4	耕地災害復旧費 6,946,546
2. 土木施設災害復旧費	5,993,223	40.6	9,252,171	59.2	河川等災害復旧費 5,430,171
3. 庁舎復旧費等	—	—	68,973	0.4	
合 計	14,767,264	100.0	15,637,538	100.0	

○その他の経費

- (1) 議会費
この経費は、県議会の議会活動に必要な経費です。
- (2) 公債費
この経費は、県債の元利償還に要する経費、一時借入金の支払利息及び県債発行に要する経費です。
- (3) 諸支出金
この経費は、北九州市及び福岡市に対する個人県民税所得割交付金 5億222万円、市町村に
対する利子割交付金 3億8,258万円、市町村に対する配当割交付金55億9,404万円、市町村に
対する株式等譲渡所得割交付金75億5,387万円、市町村に対する法人事業税交付金149億4,810
万円、都道府県の地方消費税清算金2,649億1,014万円、市町村に対する地方消費税交付金
1,406億1,878万円、ゴルフ場利用税交付金7億3,594万円、北九州市及び福岡市に対する軽油
引取税交付金110億4,907万円、市町村に対する環境性能割交付金37億2,292万円等です。
- (4) 予備費
この経費は、予算外の支出又は予算超過に充てるための経費です。

以上が目的別の経費の内訳ですが、これを経費の性質別に分類すると次のとおりです。

令和7年度一般会計歳出予算性質別内容

区 分	令和7年度		令和6年度		比 較	
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	(A)－(B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
1. 人件費	397,873,481	18.2	395,002,011	18.5	2,871,470	100.7
2. 物件費	60,574,969	2.8	55,901,564	2.6	4,673,405	108.4
3. 維持補修費	4,210,510	0.2	3,801,658	0.2	408,852	110.8
4. 扶助費	59,945,521	2.7	58,198,086	2.7	1,747,435	103.0
5. 補助費等	909,186,751	41.6	836,530,188	39.3	72,656,563	108.7
6. 投資的経費	228,125,820	10.4	227,908,400	10.7	217,420	100.1
(イ) 普通建設事業費	213,359,326	9.7	212,271,498	10.0	1,087,828	100.5
(ロ) 災害復旧事業費	14,766,494	0.7	15,636,902	0.7	△ 870,408	94.4
7. 公債費	252,359,840	11.5	246,880,947	11.6	5,478,893	102.2
8. 投資及び出資金	340,956	0.0	428,048	0.0	△ 87,092	79.7
9. 積立金	14,258,061	0.7	9,269,571	0.4	4,988,490	153.8
10. 貸付金	227,426,399	10.4	264,283,171	12.4	△ 36,856,772	86.1
11. 繰出金	33,280,400	1.5	33,657,076	1.6	△ 376,676	98.9
12. 予備費	200,000	0.0	200,000	0.0	0	100.0
合 計	2,187,782,708	100.0	2,132,060,720	100.0	55,721,988	102.6

主な区分の前年度当初予算との比較は、次のとおりです。
補助費等は、県税等の増収に伴う市町村に対する交付金の増等により726億5,656万円の増とな
っています。
普通建設事業費は、補助公共事業費、直轄事業負担金で68億67万円の減、県単独公共事業費で
78億8,850万円の増となっています。
公債費は、県債元金償還金の増により、54億7,889万円の増となっています。

Ⅲ 特別会計

令和7年度における地方公営企業法の適用を受けない特別会計は、14会計あります。これらの特別会計の予算状況は、次のとおりです。

令和7年度特別会計予算

会 計 名	当 初 予 算		差 引
	令和7年度(A)	令和6年度(B)	(A) - (B)
財 政 調 整 基 金	411,141	17,512	393,629
公 債 管 理	659,756,773	525,610,495	134,146,278
市 町 村 振 興 基 金	34,210	22,311	11,899
国 民 健 康 保 険	445,570,016	457,024,929	△ 11,454,913
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	265,906	433,715	△ 167,809
災 害 救 助 基 金	7,510	722	6,788
就 農 支 援 資 金 貸 付 事 業	17,499	29,041	△ 11,542
県 営 林 造 成 事 業	308,854	314,595	△ 5,741
林 業 改 善 資 金 助 成 事 業	33,623	89,148	△ 55,525
沿岸漁業改善資金助成事業	98,416	61,045	37,371
小規模企業者等設備導入資金貸付事業	375,750	394,098	△ 18,348
公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	2,721	202	2,519
県営埠頭施設整備運営事業	12,920,291	13,459,729	△ 539,438
住 宅 管 理	6,870,321	6,843,565	26,756
合 計	1,126,673,031	1,004,301,107	122,371,924

第2 令和6年度下半期歳入歳出予算の状況

I 概 要

令和6年度上半期の財政状況につきましては、令和6年12月の「福岡県財政事情」で公表したところですが、今回は、令和6年度下半期の財政状況について説明いたします。
令和6年度の歳入歳出予算は、次のとおりです。

令和6年度予算の対前年度比較

区 分	上半期予算額	下半期予算額	令和6年度 最終予算額(A)	令和5年度 最終予算額(B)	比	
					(A) - (B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
一般会計	2,289,892,158	210,589,461	2,500,481,619	2,434,126,023	66,355,596	102.7
特別会計	1,006,590,801	36,989,606	1,043,580,407	1,002,339,443	41,240,964	104.1
計	3,296,482,959	247,579,067	3,544,062,026	3,436,465,466	107,596,560	103.1

(単位：千円，%)

(注) 上半期予算額及び令和5年度最終予算額には、繰越明許費繰越額及び事故繰越額を含む。

令和6年度上半期予算額は、一般会計2兆2,898億9,216万円、特別会計1兆65億9,080万円でしたが、下半期において、予算の補正を4回行った結果、前年度からの繰越事業を含めた最終予算額は、一般会計2兆5,004億8,162万円、特別会計1兆435億8,041万円となり、前年度の最終予算額に比べ、一般会計で663億5,560万円2.7%の増、特別会計412億4,096万円4.1%の増となりました。

なお、下半期における補正予算は、9月、12月、2月の各定例県議会に提案し、議決のうえ成立したのですが、10月の補正予算は急を要したため知事の専決処分によったものです。

9月補正予算では、衆議院の解散による衆議院議員の総選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査並びにこれらの啓発に要する経費を措置しました。

10月補正予算では、福岡県議会議員補欠選挙に要する経費を措置しました。

12月補正予算では、県民の安全・安心の確保、県行政の将来を担う人材の確保に要する経費を措置するとともに、県議会議員補欠選挙に要する経費を措置しました。また、人事委員会の勧告に基づき給与政定により給与関係経費を増額しました。併せて、国の補正予算を活用し、医療・福祉施設、地域公共交通事業者等に対する電力・燃料・食料品等の価格高騰対策に取り組むとともに、旧優生保護法に基づく不妊手術等を受けることを強いられた方などに対する補償金等の支給に向けた対応に要する経費を措置しました。

2月補正予算では、国の補正予算を活用し、地域経済の成長・発展と持続可能性の追求、安全安心の確保に要する経費を措置するとともに、ランゲースキン病の被害を受けた畜産農家への緊急支援、先端技術産業の振興に要する経費を措置しました。併せて、令和6年度の最終補正予算として、年度内に措置する必要がある経費について補正を行いました。

Ⅱ 一般会計

(1) 歳入予算

令和6年度下半期における補正予算の状況は、次のとおりです。

令和6年度一般会計歳入予算

区 分	(単位：千円、％)						
	上半期予算額 (A)	9月補正 (追加提案)	10月補正 (専決)	12月補正 (追加提案含む)	2月補正 (追加提案含む)	下半期予算額 (B)	最終予算額 (A) + (B)
1. 県 税	742,396,877	0	0	0	57,062,136	57,062,136	799,459,013
2. 地方消費税 清算金	248,087,611	0	0	0	5,777,427	5,777,427	253,865,038
3. 地方譲与税	101,402,547	0	0	0	13,593,309	13,593,309	114,995,856
4. 地方特例 交付金	13,374,898	0	0	0	103,467	103,467	13,478,365
5. 地方交付税	294,857,281	0	0	8,189,981	22,299,823	30,489,804	325,347,085
6. 交通安全対策 特別交付金	1,041,562	0	0	0	0	0	1,041,562
7. 分担金及び 負担金	5,498,118	0	0	0	1,034,372	1,034,372	6,532,490
8. 使用料及び 手数料	16,747,365	0	0	0	△ 839,273	△ 839,273	15,908,092
9. 国庫支出金	278,998,283	2,516,636	0	10,320,257	50,119,015	62,955,908	341,954,191
10. 財産収入	2,987,922	0	0	0	△ 54,357	△ 54,357	2,933,565
11. 寄附金	360,538	0	0	0	△ 41,218	△ 41,218	319,320
12. 繰入金	58,195,362	0	0	0	21,149,742	21,149,742	79,345,104
13. 繰越金	50,775,859	0	85,101	2,181,229	1,290,244	3,556,574	54,332,433
14. 諸収入	285,565,135	0	0	0	1,463,902	1,463,902	287,029,037
15. 県債	189,602,800	0	0	0	14,337,668	14,337,668	203,940,468
合 計	2,289,892,158	2,516,636	85,101	20,691,467	187,296,257	210,589,461	2,500,481,619

(注) 上半期予算額には、繰越明許費繰越額及び事故繰越額を含む。

令和6年度一般会計歳入予算の対前年度比較

区 分	令和6年度		令和5年度		比 較	
	最終予算額(A)	構成比	最終予算額(B)	構成比	(A) - (B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
1. 県 税	799,459,013	32.0	746,029,322	30.6	53,429,691	107.2
2. 地方消費税清算金	253,865,038	10.2	240,217,722	9.9	13,647,316	105.7
3. 地方譲与税	114,995,856	4.6	101,175,428	4.2	13,820,428	113.7
4. 地方特例交付金	13,478,365	0.5	2,661,563	0.1	10,816,802	506.4
5. 地方交付税	325,347,085	13.0	311,406,798	12.8	13,940,287	104.5
6. 交通安全対策特別交付金	1,041,562	0.0	1,263,007	0.1	△ 221,445	82.5
7. 分担金及び負担金	6,532,490	0.3	6,238,385	0.3	294,105	104.7
8. 使用料及び手数料	15,908,092	0.6	15,587,299	0.6	320,793	102.1
9. 国庫支出金	341,954,191	13.7	365,820,439	15.0	△ 23,866,248	93.5
10. 財産収入	2,933,565	0.1	7,152,971	0.3	△ 4,219,406	41.0
11. 寄附金	319,320	0.0	88,671	0.0	230,649	360.1
12. 繰入金	79,345,104	3.2	59,670,939	2.5	19,674,165	133.0
13. 繰越金	54,332,433	2.2	58,852,519	2.4	△ 4,520,086	92.3
14. 諸収入	287,029,037	11.5	305,378,643	12.5	△ 18,349,606	94.0
15. 県債	203,940,468	8.1	212,582,317	8.7	△ 8,641,849	95.9
合 計	2,500,481,619	100.0	2,434,126,023	100.0	66,355,596	102.7

その主な内容は、次のとおりです。

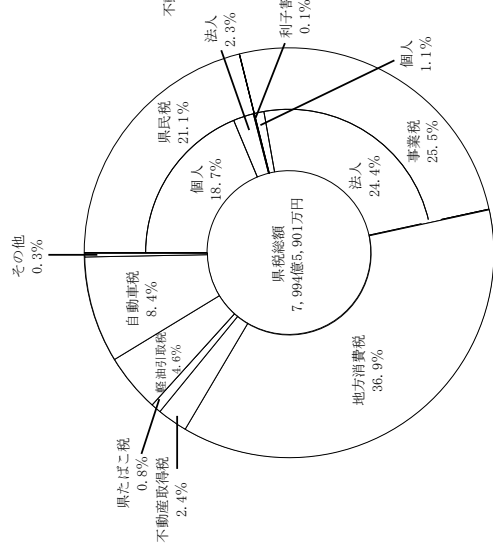
○県 税
県税は、前年度より534億2,969万円増加し、最終予算は7,994億5,901万円となり、歳入予算総額の32.0 %を占めています。これを税目別に前年度と比較すると、次のとおりです。

令和6年度県税予算状況

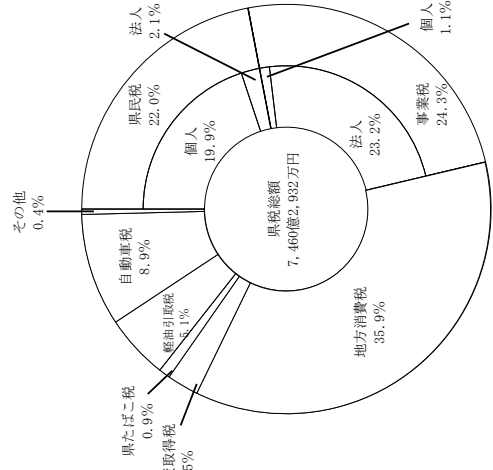
区 分	令和6年度		令和5年度		(単位：千円, %)	
	令和6年度		令和5年度		比 較	
	最終予算額(A)	構成比	最終予算額(B)	構成比	(A)－(B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$ (B)
県民税	168,189,374	21.1	163,982,544	22.0	4,206,830	102.6
個人	149,184,886	18.7	147,897,079	19.9	1,287,807	100.9
法人	18,530,303	2.3	15,794,874	2.1	2,735,429	117.3
利子割	474,185	0.1	290,591	0.0	183,594	163.2
事業税	203,734,356	25.5	180,825,636	24.3	22,908,720	112.7
個人	8,479,951	1.1	8,054,030	1.1	425,921	105.3
法人	195,254,405	24.4	172,771,606	23.2	22,482,799	113.0
地方消費税	294,817,017	36.9	268,027,568	35.9	26,789,449	110.0
譲渡	173,343,278	21.7	143,496,369	19.2	29,846,909	120.8
貨物割	121,473,739	15.2	124,531,199	16.7	△ 3,057,460	97.5
不動産取得税	19,052,636	2.4	18,972,551	2.5	80,085	100.4
県たばこ税	6,642,737	0.8	6,714,181	0.9	△ 71,444	98.9
ゴルフ場利用税	1,057,992	0.1	1,060,775	0.1	△ 2,783	99.7
軽油引取税	36,977,275	4.6	37,961,111	5.1	△ 983,836	97.4
自動車税	66,918,793	8.4	66,328,340	8.9	590,453	100.9
鉾区税	4,949	0.0	4,903	0.0	46	100.9
(普通税計)	797,395,129	99.8	743,877,609	99.7	53,517,520	107.2
狩猟税	18,612	0.0	18,720	0.0	△ 108	99.4
産業廃棄物税	194,973	0.0	210,267	0.0	△ 15,294	92.7
宿泊税	1,848,667	0.2	1,711,783	0.3	136,884	108.0
(目的税計)	2,062,252	0.2	1,940,770	0.3	121,482	106.3
自動車税	1,632	0.0	4,161	0.0	△ 2,529	39.2
自動車取得税	0	0.0	206,782	0.0	△ 206,782	皆減
(旧法による税計)	1,632	0.0	210,943	0.0	△ 209,311	0.8
合 計	799,459,013	100.0	746,029,322	100.0	53,429,691	107.2

県税の構成状況

令和6年度



令和5年度



○地方交付税

地方交付税は、前年度より139億4,029万円増加し、最終予算は3,253億4,709万円となり、歳入予算総額の13.0%を占めています。その内訳は、普通交付税3,213億4,709万円、特別交付税40億円で

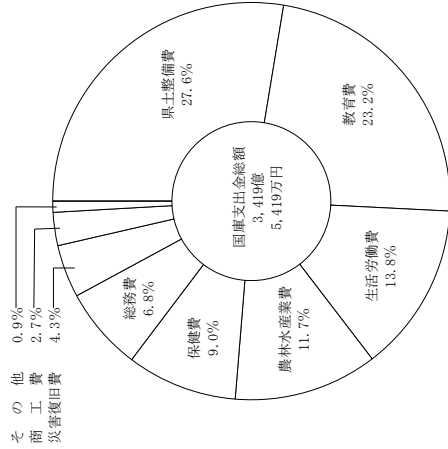
○国庫支出金

国庫支出金は、前年度より238億6,625万円減少し、最終予算は3,419億5,419万円となり、歳入予算総額の13.7%を占めています。

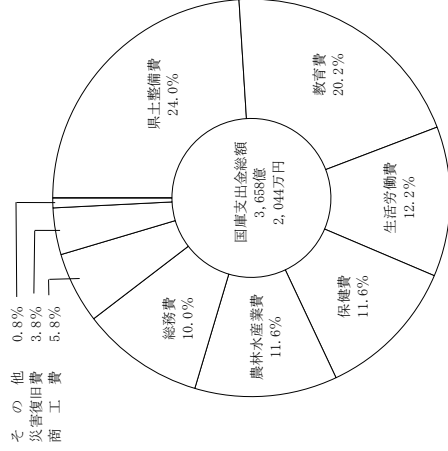
目的別構成を前年度と比較すると、次のとおりです。

国庫支出金の目的別構成状況

令和6年度



令和5年度



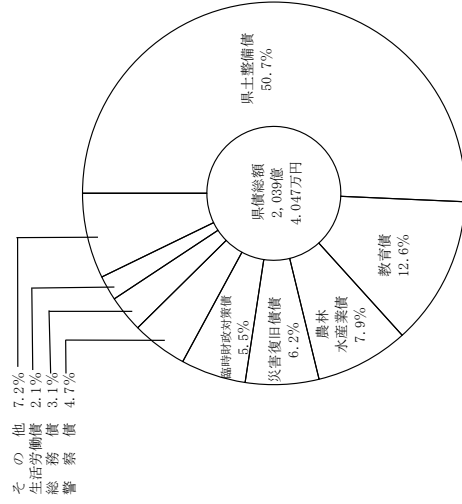
○県債

県債は、前年度より86億4,185万円減少し、最終予算は2,039億4,047万円となり、歳入予算総額の8.1%を占めています。

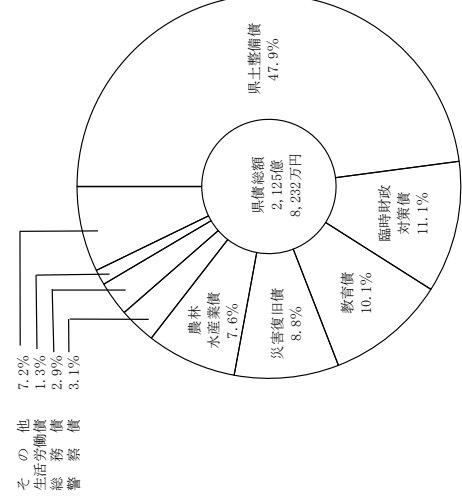
目的別構成を前年度と比較すると、次のとおりです。

県債の目的別構成状況

令和6年度



令和5年度



無子丑癸 (2)

令和年6度下半期における補正予算の状況は、次のとおりです。

令和6年度一般会計歳出予算

区 分	上半期予算額 (A)	9月補正 (追加提案)	10月補正 (専決)	1 2月補正 (追加提案含む)	2月補正 (追加提案含む)	下半期予算額 (B)	最終予算額 (A) + (B)	構成比 (単位：千円，%)
1. 議 会 費	3,014,659	0	0	18,569	1,480	20,049	3,034,708	0.1
2. 総 務 費	63,389,322	2,516,636	85,101	719,874	34,467,893	37,789,504	101,178,826	4.0
3. 保 健 費	253,734,547	0	0	4,317,652	15,271,653	19,589,305	273,323,852	10.9
4. 環 境 費	3,929,111	0	0	43,667	△ 296,402	△ 252,735	3,676,376	0.1
5. 生 活 労 働 費	196,116,320	0	0	998,778	19,755,565	20,754,343	216,870,663	8.7
6. 農 林 水 産 業 費	78,767,208	0	0	1,185,570	8,599,528	9,785,098	88,552,306	3.6
7. 商 工 費	290,601,917	0	0	3,132,272	5,262,186	8,394,458	298,996,375	12.0
8. 県 土 整 備 費	224,613,214	0	0	297,776	34,104,542	34,402,318	259,015,532	10.4
9. 警 察 費	140,971,740	0	0	3,267,868	△ 366,022	2,901,846	143,873,586	5.8
10. 教 育 費	345,933,237	0	0	6,709,441	6,514,167	13,223,608	359,156,845	14.4

11. 災害復旧費	30,561,874	0	0	0	△ 2,080,571	△ 2,080,571	28,481,303	1.1
12. 公債費	247,170,979	0	0	0	△ 1,558,721	△ 1,558,721	245,612,258	9.8
13. 諸支出金	410,888,030	0	0	0	67,620,959	67,620,959	478,508,989	19.1
14. 予備費	200,000	0	0	0	0	0	200,000	0.0
合計	2,289,892,158	2,516,636	85,101	20,691,467	187,296,257	210,589,461	2,500,481,619	100.0

(注) 上半期予算額には、繰越明許費繰越額及び事故繰越額を含む。

令6年度一般会計歳出予算の対前年度比較

(単位：千円，％)

区 分	令和6年度		令和5年度		比 較	
	最終予算額(A)	構成比	最終予算額(B)	構成比	(A) - (B)	(A) (B) ×100
1. 議 会 費	3,034,708	0.1	3,073,836	0.1	△ 39,128	98.7
2. 総 務 費	101,178,826	4.0	93,696,461	3.9	7,482,365	108.0
3. 保 健 費	273,323,852	10.9	288,601,864	11.9	△ 15,278,012	94.7
4. 環 境 費	3,676,376	0.1	3,518,393	0.1	157,983	104.5
5. 生 活 勞 働 費	216,870,663	8.7	206,971,046	8.5	9,899,617	104.8
6. 農 林 水 産 業 費	88,552,306	3.6	94,873,585	3.9	△ 6,321,279	93.3
7. 商 工 費	298,996,375	12.0	334,293,723	13.7	△ 35,297,348	89.4
8. 県 土 整 備 費	259,015,532	10.4	250,198,451	10.3	8,817,081	103.5
9. 警 察 費	143,873,586	5.8	135,000,266	5.5	8,873,320	106.6
10. 教 育 費	359,156,845	14.4	329,226,021	13.5	29,930,824	109.1
11. 災 害 復 旧 費	28,481,303	1.1	33,173,803	1.4	△ 4,692,500	85.9
12. 公 債 費	245,612,258	9.8	238,918,905	9.8	6,693,353	102.8
13. 諸 支 出 金	478,508,989	19.1	422,379,669	17.4	56,129,320	113.3
14. 予 備 費	200,000	0.0	200,000	0.0	0	100.0
合 計	2,500,481,619	100.0	2,434,126,023	100.0	66,355,596	102.7

その主な内容は、次のとおりです。

○総務費

下半期の補正額は、377億8,950万円の増で、最終予算額は、1,011億7,883万円となり、歳出予算総額の4.0%を占めています。これを前年度と比較すると、74億8,237万円、8.0%の増となっていますが、この主なものは、衆議院議員総選挙及び知事選挙費の増によるものです。

○保健費

下半期の補正額は、195億8,931万円の増で、最終予算額は、2,733億2,385万円となり、歳出予算総額の10.9%を占めています。これを前年度と比較すると、152億7,801万円、5.3%の減となっていますが、この主なものは、医療提供体制強化費の減によるものです。

○環境費

下半期の補正額は、2億5,274万円の減で、最終予算額は、36億7,638万円となり、歳出予算総額の0.1%を占めています。これを前年度と比較すると、1億5,798万円、4.5%の増となっていますが、この主なものは、県有施設太陽光発電設備整備費の増によるものです。

○生活労働費

下半期の補正額は、207億5,434万円の増で、最終予算額は、2,168億7,066万円となり、歳出予算総額の8.7%を占めています。これを前年度と比較すると、98億9,962万円、4.8%の増となっていますが、この主なものは、教育・保育給付費負担金の増によるものです。

○農林水産業費

下半期の補正額は、97億8,510万円の増で、最終予算額は、885億5,231万円となり、歳出予算総額の3.6%を占めています。これを前年度と比較すると、63億2,128万円、6.7%の減となっていますが、この主なものは、農業機械・施設災害復旧支援費の減によるものです。

○商工費

下半期の補正額は、83億9,446万円の増で、最終予算額は、2,989億9,638万円となり、歳出予算総額の12.0%を占めています。これを前年度と比較すると、352億9,735万円、10.6%の減となっていますが、この主なものは、中小企業振興資金融資費の減によるものです。

○県土整備費

下半期の補正額は、344億232万円の増で、最終予算額は、2,590億1,553万円となり、歳出予算総額の10.4%を占めています。これを前年度と比較すると、88億1,708万円、3.5%の増となっていますが、この主なものは、河川総合流域防災事業費の増によるものです。

○警察費

下半期の補正額は、29億185万円の増で、最終予算額は、1,438億7,359万円となり、歳出予算総額の5.8%を占めています。これを前年度と比較すると、88億7,332万円、6.6%の増となっていますが、この主なものは、警察施設新営費の増によるものです。

○教育費

下半期の補正額は、132億2,361万円の増で、最終予算額は、3,591億5,685万円となり、歳出予算総額の14.4%を占めています。これを前年度と比較すると、299億3,082万円、9.1%の増となっていますが、この主なものは、教職員の人件費等の増によるものです。

○災害復旧費

下半期の補正額は、20億8,057万円の減で、最終予算額は、284億8,130万円となり、歳出予算総額の1.1%を占めています。これを前年度と比較すると、46億9,250万円、14.1%の減となっていますが、この主なものは、河川等災害復旧費の減によるものです。

○公債費

下半期の補正額は、15億5,872万円の減で、最終予算額は、2,456億1,236万円となり、歳出予算総額の9.8%を占めています。これを前年度と比較すると、66億9,335万円、2.8%の増となっていますが、この主なものは、県債元金償還金の増によるものです。

○諸支出金

下半期の補正額は、676億2,096万円の増で、最終予算額は、4,785億899万円となり、歳出予算総額の19.1%を占めています。これを前年度と比較すると、561億2,932万円、13.3%の増となっていますが、この主なものは、財政調整基金特別会計繰出金の増によるものです。

最終予算を性質的に分類し、前年度と比較すると、次のとおりです。

令和6年度一般会計歳出予算対前年度比較

区 分		令和6年度		令和5年度		比 較	
		最終予算額(A)	構成比	最終予算額(B)	構成比	(A) - (B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$ (B)
義務的経費	人件費	406,777,663	16.3	377,546,799	15.5	29,230,864	107.7
	社会保障費	373,411,306	14.9	354,632,503	14.6	18,778,803	105.3
	公債費	245,351,000	9.8	238,685,010	9.8	6,665,990	102.8
	小計	1,025,539,969	41.0	970,864,312	39.9	54,675,657	105.6
投資的経費	普通建設事業費	374,949,498	15.0	354,125,587	14.5	20,823,911	105.9
	災害復旧事業費	28,480,575	1.1	33,173,037	1.4	△ 4,692,462	85.9
	小計	403,430,073	16.1	387,298,624	15.9	16,131,449	104.2
	その他の	1,071,511,577	42.9	1,075,963,087	44.2	△ 4,451,510	99.6
	合計	2,500,481,619	100.0	2,434,126,023	100.0	66,355,596	102.7

Ⅲ 特別会計

令和6年度の特別会計は、地方自治法に基づき設置された14会計があります。これらの下半期における補正予算の内訳は、次のとおりです。

令和6年度特別会計予算

(単位：千円)					
会 計 名	上半期予算額 (A)	12月補正	2月補正	下半期予算額 (B)	最終予算額 (A) + (B)
財政調整基金	17,512	0	24,052,113	24,052,113	24,069,625
公債管理	525,610,495	0	△ 1,162,651	△ 1,162,651	524,447,844
市町村振興基金	22,311	0	8,004	8,004	30,315
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	433,715	0	0	0	433,715
災害救助基金	722	0	90,018	90,018	90,740
就農支援資金貸付事業	29,041	0	0	0	29,041
県営林造成事業	314,595	0	0	0	314,595
林業改善資金助成事業	89,148	0	0	0	89,148
沿岸漁業改善資金助成事業	61,045	0	0	0	61,045
小規模企業者等設備導入資金貸付事業	394,098	0	△ 88,992	△ 88,992	305,106
公共用地先行取得事業	202	0	237	237	439
住宅管理	6,843,565	0	8,425	8,425	6,851,990
計	533,816,449	0	22,907,154	22,907,154	556,723,603
県営埠頭施設整備運営事業	15,749,423	0	4,200,078	4,200,078	19,949,501
計	15,749,423	0	4,200,078	4,200,078	19,949,501
国民健康保険	457,024,929	0	9,882,374	9,882,374	466,907,303
合計	1,006,590,801	0	36,989,606	36,989,606	1,043,580,407

(注) 上半期予算額には、繰越明許費繰越額を含む。

令和6年度特別会計予算の対前年度比較

(単位：千円，％)

会 計 名	令和6年度 最終予算額(A)	令和5年度 最終予算額(B)	比 較	
			(A) - (B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
財政調整基金	24,069,625	24,835	24,044,790	96,918.2
公債管理	524,447,844	497,735,782	26,712,062	105.4
市町村振興基金	30,315	23,052	7,263	131.5
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	433,715	527,313	△ 93,598	82.3
災害救助基金	90,740	185,166	△ 94,426	49.0
就農支援資金貸付事業	29,041	29,425	△ 384	98.7
県営林造成事業	314,595	324,336	△ 9,741	97.0
林業改善資金助成事業	89,148	120,148	△ 31,000	74.2
沿岸漁業改善資金助成事業	61,045	92,370	△ 31,325	66.1
小規模企業者等設備導入資金貸付事業	305,106	344,596	△ 39,490	88.5
公共用地先行取得事業	439	101	338	434.7
住宅管理	6,851,990	6,723,032	128,958	101.9
計	556,723,603	506,130,156	50,593,447	110.0
県営埠頭施設整備運営事業	19,949,501	16,758,617	3,190,884	119.0
計	19,949,501	16,758,617	3,190,884	119.0
国民健康保険	466,907,303	479,450,670	△ 12,543,367	97.4
合 計	1,043,580,407	1,002,339,443	41,240,964	104.1

第3 県民負担の状況等

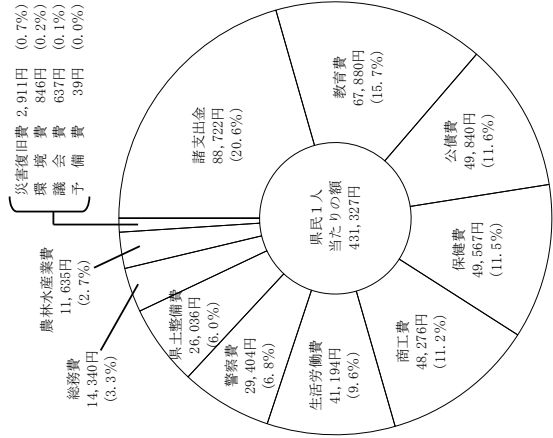
I 県民負担の状況

令和7年度一般会計歳入歳出予算の総額は、2兆1,877億8,271万円で県民1人当たりの額（人口は令和7年3月31日現在の住民基本台帳登録人口による。）にすると、431,327円となっています。県税の歳入予算額は、7,989億2,374万円で、県民1人当たりの税負担額は、157,510円となっています。

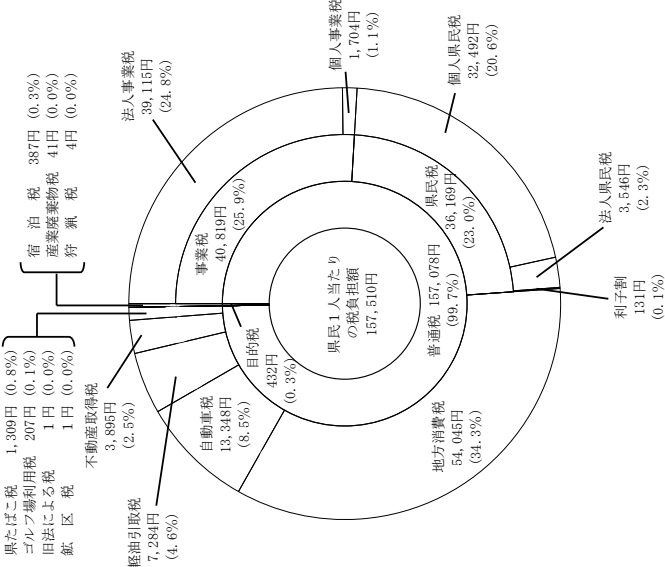
県民1人当たりの目的別支出額及び県税の負担状況は次のとおりです。

令和7年度当初予算（一般会計）

県民1人当たりの目的別支出額の状況



県民1人当たりの県税の負担状況



II 一時借入金金の状況

一時借入金金は、県税、国庫支出金等の収入が、これを財源とする事業費等の支出時期と必ずしも一致しないため、一時的に資金が不足することになる場合に、あらかじめ議会の議決を経た額の範囲内で金融機関などから年度内に返還することを条件に借り入れるものです。

令和6年度下半期における各月末の一時借入金金の現在高は、次のとおりです。

令和6年度下半期一時借入金金の状況

(単位：千円)		
区分	一時借入金借入現在高	一時借入金借入現在高
令和6年10月末現在	0	0
令和6年11月末現在	1,071,157	0
令和6年12月末現在	3,483,374	0

第4 公営企業会計の状況

I 電気事業会計

(1) 事業の概況

(イ) 施設の概要

本県の電気事業は、矢部川水系の日向神ダム及び松瀬ダム並びに那珂川水系の南畑ダムの貯水を利用して、八女市黒木町の大淵発電所（最大出力7,500kW）及び木屋発電所（最大出力6,000kW）並びに那珂川市のちくし発電所（最大出力550kW）で、年間目標供給電力量45,602,000kW時の発電を行い、九州電力㈱に供給しています。

(ロ) 発電の概要

令和6年度下半期における発電の概要は、次表のとおりです。

令和6年度 下半期月別発電実績表

(単位：kWh)

月 別	発 生 電 力 量	所内消費電力量	供 給 電 力 量
10	4,885,771	46,138	4,839,633
11	1,192,148	9,775	1,182,373
12	572,973	6,791	566,182
1	2,344,576	30,513	2,314,063
2	1,821,595	25,378	1,796,217
3	1,677,180	25,355	1,651,825
計	12,494,243	143,950	12,350,293

令和6年度 下半期業務量

(単位：kWh, %)

区 分	目標供給電力量	発生電力量	供給電力量	達 成 率
令和6年10月1日から 令和7年3月31日まで	12,125,000	12,494,243	12,350,293	101.9

(2) 経理の状況

(イ) 経理の概要

令和6年度下半期における合計残高試算表は「別表1」、キャッシュ・フロー計算書は「別表2」のとおりです。

(3) 予算の概要

令和7年度福岡県電気事業会計の予算の概要は、次のとおりです。

(収益の収入及び支出)		
収 入	支 出	
第1款 電気事業収益	第1款 電気事業費	556,772 千円
第1項 営業収益	第1項 営業費用	534,648 千円
第2項 財務収益	第2項 財務費用	10 千円
第3項 事業外収益	第3項 事業外費用	17,114 千円
	第4項 予備費	5,000 千円
(資本の収入及び支出)		
収 入	支 出	
第1款 資本の収入	第1款 資本の支出	275,676 千円
第1項 他会計貸付金元金収入	第1項 建設改良費	170,676 千円
	第2項 投資	100,000 千円
	第3項 予備費	5,000 千円

「別表1」

合 計 残 高 試 算 表

(令和7年3月31日現在)

(単位：円)

借 方		科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
5,285,417,601	5,426,748,042	水 力 発 電 設 備	141,330,441	
	22,595,574	減 価 却 果 計 額	3,657,709,475	3,635,113,901
2,378,139	2,378,139	業 務 却 果 計 備		
		減 価 却 果 計 額	1,819,137	1,819,137
158,253,126	158,253,126	建 設 仮 勘 定 金		
240,000,000	240,000,000	他 会 計 貸 付 金		
2,340,431,798	6,021,636,780	現 金 預 入 金	3,681,204,982	
58,706,487	604,153,583	営 業 未 収 入 金	545,447,096	
3,718,985	7,025,854	諸 未 収 入 金	3,306,869	
	17,383,200	前 払 金	17,383,200	
155,828	168,680	貯 蔵 品	12,852	
	32,288,567	仮 払 消 費 税	32,288,567	
	4,853,621	退 職 給 付 引 当 金	120,731,056	115,877,435
		特 別 修 繕 引 当 金	195,290,000	195,290,000
		大 規 模 点 検 引 当 金	18,500,000	18,500,000
	181,855,459	未 払 費 用	247,143,434	65,287,975
	42,582,992	未 払 費 用	63,384,638	20,801,646
	9,665,000	賞 与 引 当 金	19,452,000	9,787,000
	1,811,000	法 定 福 利 費 引 当 金	3,634,000	1,823,000

	修 預 仮 長 長期前受金収益化累計額 資 国 そ 建 未 電 営 受 受 過 長 雑 水 一 雑	55,934,438 53,992,439 49,932,291	繕 引 り 消 受 期 前 受 金 本 庫 補 助 金 の 資 本 積 立 金 良 積 立 金 利 益 剰 余 金 力 業 雑 収 運 取 利 息 年 度 損 益 修 正 金 戻 入 益 費 費 失	24,252,288 761,748 58,608,942 3,253,508,654 35,928 56,618,565 624,524,223 18,189,035 526,289,767 10,859,000 2,635,000 4,017,040 185,816 270,182 243,504 2,432,045 391,973	24,252,288 761,748 58,608,942 3,253,508,654 35,928 56,618,565 624,524,223 484,712,863 10,859,000 2,635,000 4,017,040 185,816 270,182 232,125
49,932,291	377,596,803 68,636,115 295,295	13,442,388,334	計	13,442,388,334	8,585,522,468

「別表2」

キャッシュ・フロー計算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	56,383,813
減価償却費	109,384,675
退職給付引当金の減少額	
特別修繕引当金の増加額	△ 4,635,614
賞与引当金の増加額	29,966,000
法定福利費引当金の増加額	122,000
大規模点検引当金の増加額	12,000
長期前受金戻入額	3,700,000
固定資産除却損	△ 270,182
受取利息	1,189,242
未収入金の増加額	△ 4,017,040
未払金の増加額	△ 18,832,042
未払費用の増加額	15,295,596
貯蔵品の減少額	2,333,232
預り金の増加額	12,852
小計	281
利息の受取額	190,644,813
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,193,000
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	192,837,813
有形固定資産の取得による支出	△ 310,373,233
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 310,373,233
資金減少額	117,535,420
資金期首残高	2,457,967,218
資金期末残高	2,340,431,798

Ⅱ 工業用水道事業会計

(1) 事業の概況

本県の工業用水道事業は、苅田、大牟田、鞍手・宮田及び田川の四事業で、令和6年度下半期におけるそれぞれの事業の概要は次のとおりです。

① 苅田工業用水道事業

(イ) 施設の概要

この事業は、行橋市を貫流する二級河川今川下流に取水堰を設けて、最大取水量1日当たり90,000^m³を取水し、そのうち1日当たり15,000^m³を渇水時に備えて殿川ダム（有効貯水量1,150,000^m³）に貯水し、残りの1日当たり75,000^m³を苅田町内の企業に対して工業用水を供給するもので、UBE三菱セメント㈱九州工場苅田第二地区ほか22社に対し、1日当たり48,130^m³の供給を行いました。

(ロ) 給水の概要

令和6年度下半期における給水の実績は次のとおりです。

令和6年度 下半期給水実績表

月 別	基本使用水量	超過使用水量	合 計
10	1,443,900	751	1,444,651
11	1,492,030	596	1,492,626
12	1,443,900	397	1,444,297
1	1,588,290	414	1,588,704
2	1,395,770	718	1,396,488
3	1,347,640	303	1,347,943
計	8,711,530	3,179	8,714,709

給水能力 75,000^m³/日（単位：^m³）

② 大牟田工業用水道事業

(イ) 施設の概要

この事業は、有明・大牟田地区新産業都市建設促進のための基盤事業の一環として計画されたもので、熊本県を流れる一級河川菊池川下流白石地点から1日当たり80,000^m³を取水し、大牟田地区に対し工業用水を供給するもので、三井化学㈱大牟田工場ほか17社に対し、1日当たり73,160^m³の供給を行いました。

(ロ) 給水の概要

令和6年度下半期における給水の実績は次のとおりです。

令和6年度 下半期給水実績表

月 別	基本使用水量	超過使用水量	合 計
10	2,194,800	0	2,194,800
11	2,267,960	0	2,267,960
12	2,194,800	0	2,194,800
1	2,414,280	0	2,414,280
2	2,121,640	0	2,121,640
3	2,048,480	0	2,048,480
計	13,241,960	0	13,241,960

給水能力 74,400^m³/日（単位：^m³）

③ 鞍手・宮田工業用水道事業

(イ) 施設の概要

この事業は、地域振興整備公団から鞍手工業用水道及び宮田工業用水道の施設の譲渡を受け、平成15年4月から事業開始したもので、鞍手町に所在する木月池及び浮州池並びに宮若市の犬鳴ダムを水源として、中間市、宮若市、遠賀町、鞍手町に立地する企業に対し、1日当たり30,350m³の工業用水を供給するもので、トヨタ自動車九州(株)ほか12社に対し、1日当たり10,160m³の供給を行いました。

(ロ) 給水の概要

令和6年度下半期における給水の実績は次のとおりです。

令和6年度 下半期給水実績表

給水能力 30,350m ³ /日 (単位：m ³)			
月 別	基本使用水量	超過使用水量	合 計
10	304,800	5,536	310,336
11	314,960	4,370	319,330
12	304,800	5,542	310,342
1	335,280	4,838	340,118
2	294,640	5,211	299,851
3	284,480	4,662	289,142
計	1,838,860	30,159	1,869,119

④ 田川工業用水道事業

(イ) 施設の概要

この事業は、独立行政法人中小企業基盤整備機構から田川工業用水道の施設の譲渡を受け、平成26年4月から事業開始したもので、陣屋ダムを水源として、田川市、川崎町に立地する企業に対し、1日当たり10,000m³の工業用水を供給するもので、三好食品工業(株)ほか13社に対し、1日当たり7,070m³の供給を行いました。

(ロ) 給水の概要

令和6年度下半期における給水の実績は次のとおりです。

令和6年度 下半期給水実績表

給水能力 10,000m ³ /日 (単位：m ³)			
月 別	基本使用水量	超過使用水量	合 計
10	212,100	23,196	235,296
11	219,170	15,724	234,894
12	212,100	15,639	227,739
1	233,310	15,755	249,065
2	205,030	23,280	228,310
3	197,960	21,867	219,827
計	1,279,670	115,461	1,395,131

(2) 経理の状況

(イ) 経理の概要

令和6年度下半期における合計残高試算表は「別表1」、キャッシュ・フロー計算書は「別表2」のとおりです。

(ロ) 企業債

企業債の現在高は、3,535,699,207円です。

(3) 予算の概要

令和7年度福岡県工業用水道事業会計の予算の概要は、次のとおりです。

(収益的収入及び支出)

収 入		支 出	
第1款 工業用水道事業収益	2,421,566 千円	第1款 工業用水道事業費	2,159,649 千円
第1項 営業収益	2,104,226 千円	第1項 営業費用	2,064,534 千円
第2項 営業外収益	317,340 千円	第2項 営業外費用	75,115 千円
		第3項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

収 入		支 出	
第1款 資本的収入	0 千円	第1款 資本的支出	1,353,462 千円
		第1項 建設改良費	674,051 千円
		第2項 企業債償還金	169,411 千円
		第3項 投資	500,000 千円
		第4項 予備費	10,000 千円

「別表1」 合 計 残 高 試 算 表

(令和7年3月31日現在)

借 方		科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
267,213,774	267,213,774	土 地		
471,916,129	472,160,029	建物 減価 却 果 計 額	243,900	
		構築 物	191,269,430	191,269,430
12,573,419,916	12,616,020,000	構築 物 減価 却 果 計 額	42,600,084	
3,098,110,693	971,890	構築 物 減価 却 果 計 額	5,141,183,836	5,140,211,946
	3,103,387,190	機械 及 び 装 置	5,276,497	
	3,453,753	機械 装 置 減価 却 果 計 額	2,003,510,591	2,000,056,838
3,724,596	3,778,151	車 両 運 搬 具	53,555	
		車両運搬具減価却果計額	2,726,589	2,726,589
11,009,059	11,009,059	工 具 器 具 及 び 備 品		
		工具器具備品減価却果計額	9,204,858	9,204,858
6,654,106,306	6,769,138,680	共 有 設 備	115,032,374	
	1,292,167	共有設備減価却果計額	3,732,972,266	3,731,680,099
273,953,941	381,073,941	建 設 仮 勘 定	107,120,000	
39,194	39,194	その他の有形固定資産		
587,514	587,514	地 上 権		
3,205,548	4,351,102	施設 利 用 権	1,145,554	
11,172,202,163	11,549,337,887	ダ ム 使 用 権	377,135,724	
		電 話 加 入 権		
51,500	51,500	その他の投資		
58,951,500	58,951,500	そ の 他 の 投 資	9,495,565,155	9,495,565,155
5,465,879,617	14,961,444,772	現 金 預 金	1,872,356,682	1,872,356,682
167,931,210	2,040,287,892	営 業 未 収 入	28,634,006	28,634,006
8,934,435	37,568,441	営 業 外 未 収 入	157,116,600	157,116,600
121,303,000	278,419,600	前 払 費 用	7,488,548	7,488,548
1,794,723	9,283,271			

21,987,125	21,996,425	貯 仮 企業 退職 企業 未 未 賞 法 修 前 そ 仮 長 長期前受金	収 品 税	9,300	3,366,288,850
	95,785,266	払 業債（固定負債）	費 金	95,785,266	
	169,410,357	業債（流動負債）	引当金	3,535,699,207	110,750,133
	12,952,933	業債（流動負債）	金	123,703,066	169,410,357
	190,033,713	未 未 賞 法 修 前 そ 仮 長 長期前受金	払 業債（流動負債）	359,444,070	213,884,304
	421,759,449	業債（流動負債）	金	635,643,753	96,313,688
	151,195,090	未 未 賞 法 修 前 そ 仮 長 長期前受金	業債（流動負債）	247,508,778	13,058,000
	12,681,000	業債（流動負債）	金	25,739,000	2,536,000
	2,472,000	未 未 賞 法 修 前 そ 仮 長 長期前受金	業債（流動負債）	5,008,000	102,852,723
	7,711,500	業債（流動負債）	金	110,564,223	494,629,147
	254,976,714	未 未 賞 法 修 前 そ 仮 長 長期前受金	業債（流動負債）	749,605,861	2,400,090
	14,336,526	業債（流動負債）	金	16,736,616	
	212,338,112	未 未 賞 法 修 前 そ 仮 長 長期前受金	業債（流動負債）	212,338,112	16,371,882,289
	843,777	業債（流動負債）	金	16,372,726,066	
7,783,694,572	7,784,051,383	長期前受金	収 品 税	356,811	13,691,137,327
		資本	金	13,691,137,327	100,843,550
		国庫補助	金	100,843,550	150,651,427
		受贈財産評価額	金	150,651,427	299,959,918
		減債積立	金	299,959,918	1,307,455,358
	118,548,171	建設改良積立	金	1,426,003,529	118,548,171
	831,378,207	未処分利益剰余	金	949,926,378	1,922,781,424
	236,089,552	給水	収 益	2,158,870,976	11,728,759
		営業	雑 収 益	11,728,759	4,610,303
		受取	利 息	4,610,303	841,890
		過年度損益修正	益	841,890	285,714,562
		長期	受 入 益	285,714,562	24,982,193
		雑	収 益	24,982,193	2,817,073
		固定資産	売却 益	2,817,073	
1,647,515,018	1,647,515,018	業	費	487,155	
123,735,109	124,222,264	一般管理	費		
9,503,893	9,503,893	支払	利 息		
416,920	416,920	雑	出		
39,841	39,841	過年度損益修正	損		
49,941,227,296	64,890,079,418	計		64,890,079,418	49,941,227,296

「別表2」

キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	472,265,423
減価償却費	850,908,150
退職給付引当金の増加額	15,626,258
賞与引当金の増加額	377,000
法定福利費引当金の増加額	64,000
修繕引当金の減少額	△ 6,805,520
長期前受金戻入額	△ 285,714,562
固定資産除却費	4,215,552
過年度損益修正損	39,841
受取利息	△ 4,610,303
支払利息	9,503,893
固定資産売却益	△ 2,817,073
未収入金の増加額	△ 9,032,576
未払金の増加額	32,132,500
未払費用の減少額	△ 54,881,402
貯蔵品の減少額	9,300
前払費用の減少額	7,488,548
前受金の減少額	△ 254,976,714
その他預り金の減少額	△ 1,624,823
小計	772,167,492
利息の受取額	18,248
利息の支払額	△ 9,503,893
業務活動によるキャッシュ・フロー	762,681,847
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 513,508,216
国庫補助金等による収入	9,119,325
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 504,388,891
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債の償還による支出	△ 190,033,713
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 190,033,713
資金増加額	68,259,243
資金期首残高	5,397,620,374
資金期末残高	5,465,879,617

Ⅲ 工業用地造成事業会計

(1) 事業の概況

本県の工業用地造成事業は、従来臨海部のみであったものを、平成4年度から内陸部においても実施しています。

現在までに、臨海部については、小波瀬地区臨海工業用地造成事業、白石地区臨海工業用地造成事業及び2号地区臨海工業用地造成事業（いずれも京都郡荊田町）の3事業を、内陸部については、豊前東部工業用地造成事業（豊前市）、前原IC南地区工業用地造成事業（糸島市）、磯光地区工業用地造成事業（宮若市）及び久留米・うきは工業用地造成事業（久留米市）及びうきは市の4事業を実施してきました。現在、宮若北部工業用地造成事業（宮若市）、直方・鞍手工業用地造成事業（直方市及び鞍手郡鞍手町）及びうきは西部工業用地造成事業（うきは市）を実施しています。

それぞれの事業の概要は次のとおりです。

① 小波瀬地区臨海工業用地造成事業

昭和51年度に完成した埋立面積約202.6haのうち、道路・その他の公共用地を除く約182.7haを、日産自動車㈱外20社に全て売却しています。

② 白石地区臨海工業用地造成事業

小波瀬地区臨海工業用地の背後地約47.3haを、小波瀬地区と一体として開発整備したもので、道路・その他の公共用地を除く約34.6haを、日産自動車㈱外4社等に全て売却しています。

令和6年度の事業費は、4,841千円です。

③ 2号地区臨海工業用地造成事業

昭和62年度に完成した埋立面積約166.2haのうち、道路・その他の公共用地を除く工業用地、公共埠頭用地等約131.0ha及び岸壁900mを、日産自動車㈱外19社及び福岡県港湾管理者に全て売却しています。

④ 豊前東部工業用地造成事業

平成7年度に完成した造成面積約23.4haのうち、道路・その他の公共用地を除く約18.9haを、フレゼニウス メディカル ケア ジャパン㈱外6社に全て売却しています。

⑤ 前原IC南地区工業用地造成事業

前原ICの南側において、約16.4haを九州大学の研究成果を利用した研究・開発を行う研究機関等の受け皿となる用地として開発整備したもので、平成23年9月に完成した工業用地約7.8haのうち約6.7haを（公財）水素エネルギー製品研究試験センター外3社に売却し、約0.8haを（公財）福岡県産業・科学技術振興財団に貸付し、約0.3haの分譲を行っています。

令和6年度の事業費は、3,104千円です。

⑥ 磯光地区工業用地造成事業

平成20年度に完成した造成面積約24.8haのうち、道路・その他の公共用地を除く約18.9haをエイリン開発㈱外5社に全て売却しています。

⑦ 久留米・うきは工業用地造成事業

令和5年度に完成した造成面積約32.5haのうち、道路・その他の公共用地を除く約26.5haを㈱資生堂外6社に全て売却しています。

令和6年度の事業費は、5,280千円です。

- ⑧ 官若北部工業用地造成事業
官若市において、約21.2haを内陸型工業用地として開発整備するもので、令和2年度から事業を開始しています。
令和6年度の事業費は、65,414千円です。
- ⑨ 直方・鞍手工業用地造成事業
直方市と鞍手町にまたがる地域において、約23.0haを内陸型工業用地として開発整備するもので、令和3年度から事業を開始しています。
令和6年度の事業費は、1,314,036千円です。
- ⑩ うきは西部工業用地造成事業
うきは市において、約33.0haを内陸型工業用地として開発整備するもので、令和6年度から事業を開始しています。
令和6年度の事業費は、91,238千円です。

(2) 経理の状況

(イ) 経理の概要

令和6年度下半期における合計残高試算表は「別表1」、キャッシュ・フロー計算書は「別表2」のとおりです。

(ロ) 企業債

企業債の現在高は、5,223,500,000円です。

(3) 予算の概要

令和7年度福岡県工業用地造成事業会計の予算の概要は、次のとおりです。

(収益的収入及び支出)

収 入		支 出	
第1款 造成事業収益	34,370 千円	第1款 造成事業費	37,601 千円
第1項 営業収益	21,291 千円	第1項 営業費用	37,014 千円
第2項 営業外収益	13,079 千円	第2項 営業外費用	587 千円

(資本的収入及び支出)

収 入		支 出	
第1款 資本的収入	4,213,340 千円	第1款 資本的支出	5,699,778 千円
第1項 工業用地造成事業収入	1,532,440 千円	第1項 造成事業費	4,688,678 千円
第2項 企業債	2,680,900 千円	第2項 企業債償還金	771,100 千円
		他会計借入金償還金	240,000 千円

「別表1」

合計残高試算表

(令和7年3月31日現在)

(単位：円)

借 方		科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
40,300	40,300	無形固定資産		
246,892,178	1,843,668,182	完成土地	1,596,776,004	
2,102,584,120	3,000,365,194	未成土地	897,781,074	
	403	未成土地収入	8,033	7,630
5,016,862,926	6,543,198,860	現金預金	1,526,335,934	
	1,626,142,911	営業未収入金	1,626,142,911	
598,229	652,316,848	営業外未収入金	651,718,619	
538,165,541	705,774,541	前払消費税	167,609,000	
	9,955,048	仮払消費税	9,955,048	
	358,700,000	企業債（固定負債）	5,223,500,000	4,864,800,000
		他会計借入金（固定負債）	240,000,000	240,000,000
	5,466,070	退職給付引当金	67,291,639	61,825,569
		長期前受金	752,701,000	752,701,000
		その他の固定負債	19,417,320	19,417,320
		企業債（流動負債）	358,700,000	358,700,000
	335,871,722	未払金	374,542,415	38,670,693
	235,829	未払費用	5,701,899	5,466,070
	3,540,000	賞与引当金	8,641,000	5,101,000

	690,000	法定福利費引当金	1,681,000	991,000
	157,454,883	前受り金	157,454,883	
	2,541,455	預受り金	2,720,975	179,520
	3,046	仮消費税	3,046	
		資本金	2,329,172,802	2,329,172,802
1,685,511,178		土地造成積立金	736,229,721	736,229,721
	1,685,511,178	未処理欠損金		
		土地売却収益	1,762,306,704	1,762,306,704
		営業雑収益	21,291,090	21,291,090
	31,825	雑収	2,960,554	2,928,729
		その他の特別利益	864,000	864,000
1,596,776,004	1,596,776,004	土地売却原価		
5,643,118	10,771,318	維持管理費	5,128,200	
4,287,437	4,287,437	一般管理費		
2,725,726	2,725,726	支払利息		
566,091	566,091	雑支出		
11,200,652,848	18,546,634,871	計	18,546,634,871	11,200,652,848

「別表2」

キャッシュ・フロー計算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	177,392,147
退職給付引当金の減少額	△ 5,466,070
賞与引当金の減少額	△ 723,000
法定福利費引当金の減少額	△ 141,000
支払利息	2,725,726
未払金の減少額	△ 297,201,029
未払費用の増加額	5,230,241
完成土地の減少額	1,596,776,004
前払金の増加額	△ 443,160,000
前受金の減少額	△ 157,454,883
預り金の減少額	△ 57,841
造成土地の取得による支出	△ 769,972,203
造成土地の貸付による収入	7,630
小計	107,955,722
利息の支払額	△ 2,725,726
業務活動によるキャッシュ・フロー	105,229,996
2 財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	2,051,500,000
長期前受金による収入	648,781,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,700,281,000
資金増加額	2,805,510,996
資金期首残高	2,211,351,930
資金期末残高	5,016,862,926

IV 病院事業会計

(1) 事業の概況

地方公営企業法の財務に関する規定の適用を受け、精神医療センター太宰府病院を運営しています。

なお、精神医療センター太宰府病院は平成17年4月より公設民営化しています。

(イ) 施設の状況等

(令和7年3月31日現在)

病 院 名	所 在 地	開設年月日	病 床 数			職員数
			一般	結核	精神	
精神医療センター 太 宰 府 病 院	太宰府市五条三丁目	昭和6. 11. 25			300	300

(ロ) 患者の利用状況

(令和6年度)

区 分	利 用 状 況
病 床 数 (床)	300
入 院 延 患 者 数 (人)	92,983
外 来 延 患 者 数 (人)	31,259
延 患 者 数 計 (人)	124,242
病 床 利 用 率 (%)	84.9

(1) 経理の概要

(四) 企業債

令和7年度福岡県病院事業会計の予算の概要は、次のとおりです。

(収益の収入及び支出)		
収入	支	出
第1款 病院事業収益	第1款 病院事業費	
第1項 医業収益	第1項 医業費用	2,816,839千円
第2項 医業外収益	第2項 医業外費用	2,747,870千円
第3項 特別利益	第3項 特別損失	64,492千円
	第4項 予備費	3,477千円
		1,000千円
(資本の収入及び支出)		
収入	支	出
第1款 資本の収入	第1款 資本の支出	
第1項 負担金	第1項 建設改良費	717,164千円
	第2項 企業償還金	272,909千円
		444,255千円

「別表1」 合計残高試算表

(令和7年3月31日現在)

借方			科目		貸方		(単位：円)	
					合計	残高		
392,632,863	392,632,863	土地建物	建物	241,155,117				
8,734,883,225	8,976,038,342	構築物	構築物	19,188,270				
357,471,616	357,471,616	機械	機械					
413,402,261	432,590,531	車両	車両					
12,669,361	12,669,361	減価償却	減価償却	6,575,091,355	6,568,739,655			
844,936	844,936	電話	電話					
1,089,450,396	6,193,157,413	預金	預金	5,103,707,017				
622,283,835	2,955,753,572	医業未収金	医業未収金	2,333,469,737				
115,892	666,338	医業外未収金	医業外未収金	550,446				
	284,070	貸倒引当金	貸倒引当金	42,302,459	42,018,389			
	28,352,400	仮払消費税及び地方消費税	仮払消費税及び地方消費税	28,352,400				
1,000,000	1,000,000	その他流動資産	その他流動資産					
	833,147,649	企業債（固定負債）	企業債（固定負債）	2,634,119,639	1,800,971,990			
		退職給付引当金	退職給付引当金	20,231,983	20,231,983			
	833,759,102	企業債（流動負債）	企業債（流動負債）	1,278,013,918	444,254,816			
	16,835,784	医業未払金	医業未払金	37,863,444	21,027,660			
	1,036,000	医業外未払金	医業外未払金	2,244,000	1,208,000			
	113,204,727	その他未払金	その他未払金	376,125,755	262,921,028			
	635,765	職員預り金	職員預り金	684,125	48,360			
	970,000	その他預り金	その他預り金	3,044,000	2,074,000			
	1,184,906	賞与引当金	賞与引当金	2,326,459	1,141,553			
	206,509	法定福利費引当金	法定福利費引当金	422,437	215,928			
	4,832,234	仮受消費税及び地方消費税	仮受消費税及び地方消費税	4,832,234				
	695,436	その他流動負債	その他流動負債	695,436				
	272,196,000	長期前受金	長期前受金	3,621,728,736	3,349,532,736			
2,175,190,744	2,175,190,744	長期前受金収益化累計額	長期前受金収益化累計額					
		資本剰余金	資本剰余金	1,198,745,643	1,198,745,643			
		資本剰余金	資本剰余金	916,790,677	916,790,677			
	26,937,313	その他未処分利益剰余金変動額	その他未処分利益剰余金変動額	26,937,313				
1,053,101,379	1,080,038,692	繰越欠損金	繰越欠損金	26,937,313				
	308,071,000	医業外収益	医業外収益	2,242,434,781	2,242,434,781			
		医業外収益	医業外収益	706,350,854	398,279,854			
		特別利益	特別利益	1,166,671	1,166,671			
2,345,903,582	4,968,343,617	医業費用	医業費用	2,622,440,035				
70,940,215	141,880,430	医業外費用	医業外費用	70,940,215				
1,913,419	1,913,419	特別損失	特別損失					
17,271,803,724	30,138,892,469	計	計	30,138,892,469	17,271,803,724			

「別表2」

キャッシュ・フロー計算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	223,124,090
減価償却費	181,539,617
賞与引当金の減少額	△ 43,353
法定福利費引当金の増加額	9,419
貸倒引当金の減少額	△ 284,070
固定資産除却費	334,300
長期前受金戻入額	△ 88,749,012
支払利息及び企業債取扱諸費	43,744,432
未収金の増加額	△ 28,791,272
未払金の減少額	△ 7,093,206
預り金の増加額	79,934
小計	323,870,879
利息の支払額	△ 43,744,432
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	280,126,447
業務活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 89,388,000
一般会計からの繰入金による収入	272,196,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	182,808,000
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	194,700,000
企業債の償還による支出	△ 416,879,551
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 222,179,551
資金増加額	240,754,896
資金期首残高	848,695,500
資金期末残高	1,089,450,396

V 流域下水道事業会計

(1) 事業の概況

本県の流域下水道事業は、御笠川那珂川、多々良川、宝満川、宝満川上流、筑後川中流右岸、遠賀川下流、矢部川、遠賀川中流及び明星寺川流域（明星寺川流域については、県債の償還のみ）の9事業で、令和6年度下半期におけるそれぞれの事業の概要は次のとおりです。

(イ) 施設の概要

御笠川浄化センター、多々良川浄化センター、宝満川浄化センター、福童浄化センター、遠賀川下流浄化センター、矢部川浄化センター及び遠賀川中流浄化センターの7箇所で、汚水を処理しています。

(ロ) 流入水量の概要

令和6年度下半期における流入水量の実績は次のとおりです。

令和6年度下半期流入水量実績表

(単位：m ³)	
月 別	流入水量
1 0	9, 865, 420
1 1	10, 274, 367
1 2	9, 949, 636
1	9, 648, 537
2	8, 768, 571
3	9, 969, 585
計	58, 476, 116

(2) 経理の状況

(イ) 経理の概要

令和6年度下半期における合計残高試算表は「別表1」、キャッシュ・フロー計算書は「別表2」のとおりです。

(ロ) 企業債

企業債の現在高は、40, 430, 560, 719円です。

(3) 予算の概要

令和7年度福岡県流域下水道事業会計の予算の概要は、次のとおりです。

(収益的收入及び支出)			
収入		支出	
第1款 流域下水道事業収益	19,703,426 千円	第1款 流域下水道事業費	19,664,377 千円
第1項 営業収益	10,570,099 千円	第1項 営業費用	19,337,091 千円
第2項 営業外収益	9,133,327 千円	第2項 営業外費用	327,286 千円
(資本的收入及び支出)			
収入		支出	
第1款 資本的收入	13,472,255 千円	第1款 資本の支出	15,288,291 千円
第1項 企業債	5,052,600 千円	第1項 建設改良費	10,037,946 千円
第2項 他会計補助金	432,391 千円	第2項 企業債償還金	5,232,345 千円
第3項 国庫補助金	5,693,670 千円	第3項 予備費	18,000 千円
第4項 負担金	2,293,594 千円		

「別表1」 合計残高試算表
(令和7年3月31日)

借方		科 目	貸方	
残	高		合 計	残 高
17,581,976,124	17,581,976,124	土 地		
11,460,454,589	11,460,454,589	建物		
101,858,467,025	101,858,467,025	構築物	2,331,523,970	2,331,523,970
81,988,372,295	82,527,170,942	構築物減価償却累計額	16,551,636,307	16,551,636,307
4,351,250	331,573,398	機械及び装置	538,798,647	
138,998,528	4,462,250	機械装置減価償却累計額	27,978,509,752	27,646,936,354
	139,183,604	車両運搬具	111,000	
		工具器具及び備品	185,076	
		工具器具備品減価償却累計額	70,042,246	70,042,246
2,685,202,424	8,748,918,977	建設仮勘定	6,063,716,553	
14,230,055	14,230,055	地 権		
5,030,153,394	24,586,313,664	現金預金	19,556,160,270	
426,201,586	10,807,640,471	営業未収金	10,381,438,885	
25,571,296	1,860,966,882	営業外未収金	1,835,395,586	
240,813,175	9,045,876,212	その他の未収金	8,805,063,037	
	14,063,700	前払金	14,063,700	
	1,497,684,792	仮払消費税及び地方消費税	1,497,684,792	
	5,184,531,153	企業債(固定負債)	40,430,560,719	35,246,029,566
	21,424,057	退職給付引当金(固定負債)	64,248,338	42,824,281
		特別修繕引当金	165,020,000	165,020,000
	23,982,206	長期預り金	36,012,747	12,030,541
3,687,068,879	3,687,068,879	企業債(流動負債)	8,871,600,032	5,184,531,153
1,415,246,942	1,415,246,942	営業未払金	3,575,218,703	2,159,971,761
48,872,521	48,872,521	営業外未払金	48,872,521	
1,328,170,917	1,328,170,917	その他の未払金	3,148,192,873	1,820,021,956
	22,503,957	賞与引当金	44,421,003	21,917,046
	2,340,050	法定福利費引当金	4,459,620	2,119,570
411,591,160	411,591,160	預り金	555,973,710	144,382,550
1,092,752,741	1,092,752,741	仮受消費税及び地方消費税	1,092,752,741	
409,641,098	409,641,098	長期前受金	161,976,036,968	161,566,395,870
40,139,820,093	40,139,820,093	長期前受金収益化累計額		
		資本剰余金	15,189,058,522	15,189,058,522
6,708,496,261	6,708,496,261	未処分欠損金		

	416,740,378 152,049,000 18,444,536,702 255,087,241	営業外 営業外 営業外 計	収 収 費 費 用	益 益 用	8,883,894,163 9,090,851,380 873,544,802 286,129,187,236
17,570,991,900 255,087,241 286,129,187,236	416,740,378 152,049,000 18,444,536,702 255,087,241	営業外 営業外 営業外 計	収 収 費 費 用	益 益 用	8,883,894,163 9,090,851,380 873,544,802 286,129,187,236

「別表2」

キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	148,666,402
減価償却費	8,787,422,093
固定資産除却費	207,521,325
退職給付引当金の減少額	△ 671,046
特別修繕引当金の増加額	25,543,000
賞与引当金の減少額	△ 586,911
法定福利費引当金の減少額	△ 220,480
長期前受金戻入額	△ 7,446,049,705
支払利息及び企業債取扱諸費	254,139,301
未収金の減少額	553,218,715
未払金の増加額	1,218,148,303
その他流動負債の減少額	△ 81,529,030

小計

利息の支払額

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

業務活動によるキャッシュ・フロー	3,665,601,967
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 254,139,301
有形固定資産の取得による支出	3,411,462,666
国庫補助金等による収入	△ 6,320,071,335
市町からの建設負担金等による収入	3,643,812,369
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,627,931,332
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,048,327,634

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	2,348,400,000
一般会計からの繰入金による収入	359,689,036
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3,212,668,879
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 504,579,843
資金増加額	1,858,555,189
資金期首残高	3,171,598,205
資金期末残高	5,030,153,394

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和7年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営釈迦堂地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	令和7年9月30日から 令和7年10月29日まで	大牟田市役所 産業経済部 農林水産課

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
大野城市山田二丁目568番3、569番1、569番8から569番14まで、570番1、572番1から572番3まで、572番5から572番7まで及び782番1の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市南区高宮四丁目2番24－402号
河波 政吾

公告

令和7年度狩猟免許試験を次のように実施する。

令和7年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 狩猟免許試験の期日等

	期 日	会場（所在地）	申請期間	所 管
4	令和7年12月6日（土曜日）	福岡県福岡西総合庁舎 （福岡市中央区赤坂一丁目8－8）	令和7年10月31日 ～11月14日	福岡県福岡農林事務所
	令和7年12月7日（日曜日）	福岡県筑後農林事務所 （筑後市大字和泉606－1）		福岡県筑後農林事務所

※ 1回目から3回目までについては、実施済み。

2 受験資格者並びに試験科目及び試験時間

(1) 受験資格者

福岡県内に住所を有する者で、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第40条に規定する免許の欠格事由に該当しないもの

なお、年齢については、銃猟免許にあっては試験当日20歳以上、網猟免許及びわな猟免許にあっては試験当日18歳以上の者

(2) 試験科目及び試験時間

区 分	試 験 科 目 題	試験時間
知識試験	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識について	午前9時30分～ 午前11時00分
適性試験	視力、聴力及び運動能力について	午前11時00分～ 午後0時30分
技能試験	猟具の操作、距離の目測（網猟、わな猟免許を除く。）及び鳥獣の判別	午後1時30分～ 午後5時00分

3 受験の申込方法

- 受験の希望者は、狩猟免許申請書（免許の種類ごとに1通必要）に必要な事項を記入し、次に掲げるものを添えて、1で定める申請期間内に申請者の居住地を所管する農林事務所に申し込むこと。なお、各申請書類は、必ず黒のボールペン（消えないもの）で記入すること。

ア 写真（申込前6月以内に撮影した上三分身、無帽、正面向き、縦3.0センチメートル横2.4センチメートルのもの。免許の種類ごとに1枚必要）を貼った受験票（用紙は、各農林事務所及び猟友会支部で交付する。）

- イ 次に掲げる者でないことを証明する医師の診断書（申請日前3か月以内のものとする。また、申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可の写しを添付している場合を除く。）
- （ア）統合失調症にかかっている者
- （イ） そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）にかかっている者
- （ウ） てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）にかかっている者
- （エ） 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気（ア）から（ウ）までに掲げるものを除く。）にかかっている者
- （オ） 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- （カ） 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（ア）から（オ）までに該当する者を除く。）
- ウ 狩猟免許申請手数料（5,200円（試験の一部を免除される者にあつては3,900円）。2種以上受験しようとする者は1種ごとに5,200円（試験の一部を免除される者にあつては3,900円）を加算のこと。）
- なお、各手数料は、福岡県領収証紙又はキャッシュレス決済で納付すること。（福岡県領収証紙売りさばき所一覧：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kkaikei.html>）
- （2） 狩猟免許は、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の4種であり、狩猟免許申請書は、各種ごとに提出すること。
- ア 網猟免許は、網を使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。
- イ わな猟免許は、わなを使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。
- ウ 第一種銃猟免許は、装薬銃を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。（ただし、第一種銃猟免許を受けた者は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をすることができる。）
- エ 第二種銃猟免許は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。

4 注意事項

- （1） 試験の当日の受付は、午前9時00分から午前9時25分まで行う。
- （2） 次のいずれかに該当する場合は、試験を受けることができないので注意すること。
- ア 試験開始時刻に遅れた場合
- イ 受験中無断で退席した場合
- ウ 試験を不正な手段によって受け、又は受けさせようとした場合
- エ 他の者の迷惑になるような行動等をとった場合
- （3） 手数料は、福岡県領収証紙又はキャッシュレス決済により納付することとし、既納の手数料、申請書等は、いかなる理由があつても返還しない。
- （4） 試験には、受験票及び筆記具を必ず持参すること。
- （5） その他詳細については、福岡県各農林事務所農山村振興課若しくは農山村・農業振興課又は農林水産部経営技術支援課鳥獣対策係に問い合わせること。

収用委員会

福岡県収用委員会告示第2号

福岡県収用委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県収用委員会規則第1号）においてその規定の例によることとされる知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続を次のように告示する。

令和7年9月30日

福岡県収用委員会

情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要しない申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
土地収用法（昭和26年法律第219号）	第39条第1項	令和7年10月1日	収用又は使用の裁決の申請

土地収用法（昭和26年法律第219号）	第47条の3第1項	令和7年10月1日	明渡裁決の申立て
土地収用法（昭和26年法律第219号）	第94条第2項	令和7年10月1日	損失補償の裁決の申請
土地収用法（昭和26年法律第219号）	第94条第2項	令和7年10月1日	土地収用法以外の法律の規定に基づく損失補償の裁決の申請
土地収用法（昭和26年法律第219号）	第116条第1項	令和7年10月1日	協議の確認の申請